

## 第 8 回 総務文教委員会記録

1 日 時 令和元年 12 月 17 日 (木) 午前 10 時 00 分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6 名

委 員 長	八 木 清 美
副 委 員 長	霜 鳥 榮 之
委 員	佐 藤 栄 一

委 員	天 野 京 子
〃	高 田 保 則
〃	岩 崎 芳 昭

4 欠席委員 0 名

5 欠 員 0 名

6 職務出席者 1 名

議 長 関 根 正 明

7 説明員 14 名

市 長	入 村 明
総 務 課 長	平 出 武
総 務 課 長 補 佐	横 田 晃 悦 (所管事務調査から)
危 機 管 理 室 長	丸 山 豊 (所管事務調査から)
防 災 係 長	保 坂 尚 忠 (所管事務調査から)
人 事 行 革 係 長	小 林 あ ゆ み (所管事務調査から)
企 画 政 策 課 長	菫 原 利 昌

財 務 課 長	平 井 智 子
市 民 税 務 課 長	小 嶋 和 善
兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	平 出 武 (所管事務調査から)
兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 補 佐	横 田 晃 悦 (所管事務調査から)
兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記	池 田 清 人 (所管事務調査から)
教 育 長	川 上 晃
こ だ も 教 育 課 長	松 橋 守

8 事務局員 2 名

局 長 築 田 和 志

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

- |          |  |
|----------|--|
| 請願第 2 号  | 免税軽油制度の継続を求める請願                                |
| 議案第 75 号 | 妙高市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例議定について             |
| 議案第 76 号 | 妙高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例議定について       |
| 議案第 77 号 | 妙高市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議定について               |
| 議案第 78 号 | 妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定について                |
| 議案第 79 号 | 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議定について             |
| 議案第 80 号 | 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について |
| 議案第 83 号 | 字の変更について                                       |
| 議案第 84 号 | 工事請負変更契約の締結について (防災行政無線等 (同報系) デジタル化工事)        |
| 議案第 86 号 | 新市建設計画の変更について                                  |
| 議案第 88 号 | 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合     |

規約の変更について

議案第 89 号 新潟県上越地域消防事務組合規約の変更について

議案第 92 号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第 6 号）のうち当委員会所管事項

---

○委員長（八木清美） ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

議案第83号、議案第84号及び議案第86号の事件議決 3 件、議案第88号及び議案第89号の組合関係 2 件、議案第75号から議案第80号の条例関係 6 件、議案第92号の所管事項の補正予算 1 件、請願第 2 号の請願 1 件の合計13件であります。

---

請願第 2 号 免税軽油制度の継続を求める請願

○委員長（八木清美） 最初に、請願第 2 号 免税軽油制度の継続を求める請願を議題とします。

まず、紹介議員より請願についての説明を求めます。高田保則議員。

○高田議員（高田保則） おはようございます。提出されています北陸信越山岳観光索道協会新潟地区の免税軽油制度の継続を求める請願書ということで、紹介議員として概略を説明したいと思います。

この免税軽油についてはですね、平成11年から実施されていることでございます。その前も長年、約十数年にわたって請願を繰り返してきたわけですが、なかなか採択されなかったということで、ようやく平成11年にこの免税軽油制度が索道、いわゆるスキー場経営者の各種の重機について採択されたということであります。この軽油については、既にここにも書いてありますけども、1リットル当たり32円10銭ということで、販売価格の約3分の1が税金ということで、使用する皆さんについては非常に価格については重荷になっているということでございます。ちょっと話変わりますけど、私も農業やっていますから、農業関係はですね、免税軽油制度がやはりあるわけです。これ毎年農水省で継続ということにやっておりますけども、そういうようなことで、非常に32円10銭という税金が重荷になっているということでございます。それと、スキー場のコース整備に使うピステンですね。あれを1日使用しますと約200リッターから300リッター、1台で。ということですから、スキー場によっては4台、5台、最低でも二、三台は持っているということで、非常に軽油の使用量が多いということでございます。そういうことも考えまして、ぜひスキー場経営について負担軽減をしたいということでこういう請願が出ているわけでございます。これ3年に1遍ですかね、更新ということでございますが、早目に、令和3年の3月31日で終了ということでございますが、早目に皆さんの賛同を得て、採択をお願いしたいということでございます。そんなところでスキー場もですね、最近安全対策ということで、かつてよりもコース整備に非常に力を入れていると。特にスキーからスノーボードということで、ウインタースポーツに対する危険度がですね、非常にスキー場にもスノーボードが増していると。そういう観点から、スキー場経営する人たちには非常に責任というものが大きくかかっているということが現状でございます。そんなところでコース整備を十分に、安全、安心なスキー場を運営するというので、コース整備をするにはこういう軽油、ピステン1台当たり多ければ300リッターということで、そんなことを使う状況がありますので、ぜひスキー場の負担軽減ということで免税軽油制度を継続していただきたいということで、そういう意味での請願でございますので、よろしく御理解をいただき、採択されるようお願いいたします。

以上です。

○委員長（八木清美） これより請願第 2 号に対する紹介議員への質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより順に委員の皆様の本請願に対する意見を聞きたいと思います。順にいかがですか。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） このスキー産業界におけるゲレンデ整備車等についてはですね、今までも制度を認めておりました。そんな中で令和3年の3月で終了するということではありますが、やっぱりスキー場の経営、また維持管理、それからまた安全にスキーヤーが楽しめるようなゲレンデ整備には必要な制度ということで、私はこの本制度の請願の趣旨に賛成であります。

以上です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これは、3年に1度請願が出され、採択されてきているものであります。地域の観光産業並びに地域経済にも大変これはいい形ではないかなと思っていますし、雪国のハンディの克服のため、また地域発展のためにもこれは継続したいというふうに思っていますので、よろしくお祈りします。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今の意見と同じです。観光業のはずみとなるという政策だと思いますので、賛成いたします。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そもそも減税制度そのものは、スキー場だけの話じゃなくてね、道路を使わない、そういうものの機械に対するものであって、今説明あったように農機具の対応であったり、船舶の関係であったりという、こういうのとあわせて多く使っているスキー場でということでもあります。したがって、スキー場の安全云々もそうなんです、農業関係に関しても非常に大きな影響与えると、こういうものでありまして、我々ここで暮らしている以上は農業と観光、スキー、切っても切り離せないという、こういうものでありますので、これはぜひ継続をお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（八木清美） 続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより起立により採決します。

請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（八木清美） 着席願います。

賛成委員全員であります。

よって、請願第2号は採択されました。

請願第2号は採択となりましたので、意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者及び提出する意見書を決定する必要があります。まず、提出者及び賛成者を決定したいと思います、この決定について何か御意見はありますか。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 全員賛成でありますので、提出者、委員長、賛同者、委員全員ということでいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） それでは、お諮りします。

本意見書につきましては、その字句等の整理を会議規則109条の規定により委員長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は委員長に委任することに決定されました。

---

#### 議案第83号 字の変更について

○委員長（八木清美） 次に、議案第83号 字の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 議案第83号 字の変更について御説明申し上げます。

本案は、大字坂口新田の一部を区域とする県営農地環境整備事業の施工に伴い、整備区域の字を変更したいものであります。

なお、変更後は変更前の小字を全てなくし、大字坂口新田のみの表示とするものであります。また、変更については議会の議決をいただいた後、市の告示を持って効力が生じることとなり、土地改良法に基づく換地処分の公告は令和2年3月ごろの見込みであります。

以上、議案第83号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第83号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今説明のあったところですけども、地番の関係でですね、細かいことあるんですが、それはさておいて、図面上では坂口新田、これは字は1つになってなんですけども、地番はそのまんまなんだろうというふうに思うんですが、この関係はいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回の字の変更につきましては、法務局等の指導に基づきまして、小字をなくすだけの変更であります。あとの地番等の変更はございません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 当然この件については地元でもって説明会等も行われていると思うんですけども、現地、地元でのね、説明等でもって意見とかという、その辺の声はいかがでしたか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 決裁の段階で農林課のほうに確認してございますけれども、特に小字の変更等については、意見等はございませんでした。

○委員長（八木清美） これより採決します。

議案第83号の字の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第84号 工事請負契約変更の締結について（防災行政無線等（同報系）デジタル化工事）

○委員長（八木清美） 次に、議案第84号 工事請負変更契約の締結について（防災行政無線等（同報系）デジタル化工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 議案第84号 工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成30年6月19日にパナソニックシステムソーシヨンズジャパン株式会社 関越社と工事請負契約を締結し、現在工事を進めております防災行政無線等デジタル化工事において、情報伝達力のさらなる強化を図るため、市役所本庁舎以外においても戸別受信機を操作し、放送が可能となる地区遠隔システムの追加、無線電波の受信状況が良好であるため、不感地域の対策用として計上していた戸別受信機用屋外アンテナ設置基数の変更及び高齢者福祉施設や辞退などの状況を考慮した戸別受信機の台数の変更などに伴う工事請負変更契約を締結したいものであります。

なお、変更後の請負契約金額は7億6535万3020円となり、当初契約の8億1525万9600円から4990万6580円の減額となります。

以上、議案第84号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第84号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 何点かお聞かせください。

この2番目に変更契約の理由というのがあるんですけども、これはトータル、全体を通してはね、減額補正なんですけど、地区遠隔システムの追加というのあるんですよ。これは、おおむねどのぐらいの予算を計上されているんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 地区遠隔システムの追加でございますけれども、この額につきましては1490万円でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 恐らくこれは、当初からわかっていたら当初計画に入れたと思うんですけども、途中で必要性を感じて追加ということになったと思うんですよ。そのきっかけは何でございましたか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 追加のきっかけでございますけれども、設置当初から各地区に、区長さんとかですね、そういう方々に説明をしてまわった段階で、従来よりも使い勝手がよくなるという印象がすごく強ございました。そういったことから、要望等があったのが1つであります。さらに、この10月の台風19号の関係でだめ押しといいますか、これはもう絶対必要だなというふうに痛感しましたので、今回変更させていただくものであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 早速それを改善してということですね、使い勝手よくしてということ踏み込みしたということについては大いに評価をするところであります。

そこですとね、この地区遠隔システム、先般一般質問のときにわかるように説明をと言って、突然だったんで、なかなかだったんですけども、役員さんといいますか、区長さんとか町内会長、関係者ですね、関係者の電話番号を登録して、そこから放送ができるという形になっているんですけども、この放送の仕方ですね、きちんと説明していかないとなかなかわかりづらいということだと思えますわ。今有線放送ではね、地域ごとのページング放送

というの行われているんですけども、これも使える人、使えない人みたいな形あるんですけどもね、今後防災行政無線、説明のここにはね、特に防災絡みという形でもって避難云々という説明が入っているんですけども、そういうことでもってより効率的に使う必要があるなど。その説明もしていかんきゃいけないというふうに思っております。それで、とりあえずなんですけど、電話登録した人が放送するまでというのは、要するに有線みたいにページング的な形でもって、しゃべったのが一旦市役所の本機に録音して、その地域限定でもって放送すると、こういうシステムなんだろうというふうに思うんですけど、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） システムですけれども、地区役員の皆さんが話したのがですね、そのまま経由して、多少のタイムラグはありますけれども、直接本機を経由して対象地区に流されるということでありまして。一旦録音するというようなシステムではないというふうに把握しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） わかりました。ストレートに行くということですね。それは、話したから、すぐそのまま聞こえてくるというんじゃないで、時間差は当然あるわけで、それやったときにですね、話している人が受信機の近くでやっているとしたらいいんですけど、だから、受信機から離れたところでもって放送内容を自分でしゃべらないと、自分でしゃべっている途中からこれ聞こえてくるものでね、その辺のところも含めてですね、今後使用方法について周知、その辺はどのような対応を考えておられますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 有線のページングと似たような感じにはなるんですけども、実際使いたいと思いますかね、自分の携帯電話、あるいは登録された固定電話から特定の番号ですね、ぱっぱっと入れさせていただきます。そういうことをですね、写真等を交えながら住民の皆さんにお伝えすると。その中に今言った戸別受信機のそばだというのはハウリングの関係もあるかということだと思ってしまうんですけども、そういうことも考慮する中でですね、注意点等も含めて記載したものをお配りして、積極的に使っていただけるようにしたいなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 放送したやつがワンテンポおくれるとね、ワンテンポおくれて、エコーかかったみたいな形でもって返ってくるんですよ。だから、そのところは説明するときに、できればなんです。説明するときに実際にその現場でもってね、テスト放送を体験するようにしてください。そうでないとまずできないと。私もしょっちゅうということもないか。地域のページング放送なんかずっと使ってきたんですが、まずは簡単に原稿つくって話をするよという、これを位置づけしておかないと、聞いている人がわかんなくなってしまうと。このマニュアルもぜひ準備しておいていただきたいなというふうに思うんです。その辺のところを今後の使用方法について説明なんかの場合には、要するにその前に内々でもってとりあえずそういう経験をして、現地行って説明していただきたいと。受信機との関係の兼ね合いもそういうことでやっていただきたいなと。ここには戸別受信機の関係があるんですけど、屋内子機での放送の関係はどういう切りかえになるのかなというふうに思っているんですけども、エリアは決めたところでもって、屋外も屋内も同時放送になるのか、別枠でもってセットすることができるのか、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 現段階では別々でなく、一斉というふうな形で考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） じゃ、そのシステムの関係は以上です。

そこでなんですが、次に戸別受信機の台数変更の関係なんです。ここの説明欄にあるのは、また継続して説明会やりながら云々かんぬんとあるんですが、設置に関してですね、辞退したというのここにもあるんですけども、主に辞退した理由はどんなのがあったかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 辞退の理由についてですけども、要は安全・安心メール等で情報は入手できる、インターネットで情報は入手できる、屋外拡声子局の放送がよく聞こえる場所である、そのほかにですね、地域の個別の情報については特に多かったのはPTAの関係で、保護者間でのメールが徹底してよく来るということで、私は必要ありませんということが一番多かったです。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それで、はい、そうですねというのはちょっと私もね、疑問に思うんですね。これは防災無線、確かに防災行政無線だから、行政絡みの放送についてはそういうのあるんですけども、防災という位置づけでいったときにはね、ほかの連絡方法あるから云々ということじゃなくて、みんな防災に対して安全にといったときに、どこにいても情報が得られる。例えば屋外の場合には屋外子機の関係、屋内にいたときは屋内でということなんで、今PTA云々とあったけども、それは順次回っていくとね、タイムラグの関係もあるんですよ。避難せんきゃいけないなんていうのは、そんなので一々やられる状況じゃないよというのもあったりするんですよ。私は、そういうことがあったりするからということでもって以前からその地域に入ってきてちゃんと説明会をやって、認識をしていただくという、こういうことも提起してきたんですけども、それをこれから今後の対応としてやっていくと。個別訪問やったり、説明会やったりということでもって、設置拡大についてはまだ継続するという形出されているんですけども、これは業者がやるのか、当局がやるのか、その辺の位置づけはどうですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 町内会ですとか、あるいは一般的に防災訓練等ですね、普及、啓蒙活動については私ら市のほうでやります。ただ、設置についてですね、個別に訪問して設置していただく、そういった説明をするというのにつきましては業者、この3月末までですね、契約ございますんで、業者対応ということでしっかり、先般も工程会議やりましたけども、指示しているところであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 設置に関しては業者、当然なんですね。最初の設置に関する辞退云々というのあったんですけども、業者がいきなり訪問してこうだこうだとやったもんだから、不信感を抱いて理解できなかったという、こういうのもあったりするんですよ。その辺のところはきちんとカバーできるような対応が必要かなというふうに思っております。

そこですね、ここでは戸別受信機の関係については台数の減について明示されているんですけども、予算上で減額されても、その分はちゃんと減額された予算の中に、これから追加云々という、これからまだ継続して戸別受信機を設置していくという、この経費はちゃんと見ておられるんだろうというふうに思うんですけども、おおむねどのくらいの台数を予定しているんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） お答えします。

戸別受信機ですけども、最終的にそこに書いてございますけども、1万300台にまで今回落とすと、1000台落とすわけですけども、それにつきましては今年度末までの間に約2000台ほどですね、さらに追加して設置するように予備を見ているところであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これで2000台を追加してというのはこの1万300台の中に含まれている。すると、現在は大体8300台ぐらいが設置されていると、こういう認識でよろしいですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） そのとおりです。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） この戸別受信機の今の辞退の内容ですね、今お聞きしましたけども、今行政の責任ということで、台風19号のいろんな情報の中で行政の対応というのは非常に問題になっているんですよ。19号でも避難勧告が出ないとか出るとかというのが、その地区によって発信されなかったというようなことで今問題になっておりますし、災害に対する行政の責任というのは非常に重いといいますか、広範囲にわたる。場合によっては個人の責任も理由によっては行政の責任に転嫁されるような時代です。そういうことで、そういう意味で今の辞退された人たちの理由を今ちょっとお聞きしますと、ほとんど私的な関係ですよ。PTAだとか何とかということで、行政の大きな災害に対する情報というのは余り考慮に入れていない。日常生活の中で必要かどうかというような判断しかされていないようですけども、そういう意味でもし災害、先般もいろいろ避難勧告ですか、等が出た地区もありますけども、そういう場合ですね、辞退された人たちはどういう形で情報が伝わるのか。多分大きな災害ですと携帯もほとんどつながらないという状態が現状であるわけですので、そういう場合辞退されたそういう方たちの、行政がどういう形で対応されるのか。私は、当初からこれ希望者ということでしたしか出たと思うんですが、それではなくて行政の責任として全戸設置すべきじゃないかということでしたしか私も意見を言ったような気がするんですが、そういう場合ですね、どういうふうな責任といいますか、個人の場合の責任もあるかもしれないけども、最終的にはそういう行政の責任というのは全部あるわけですよ。その辺の対応といいますかね、どういうふうにされるようですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 行政の責任という、大きく言えば住民の福祉の向上ですとか幸福を目指してという、大きな理念みたいなところありますけれども、今回の設置につきましても最終的に災害については自分の命は自分で守るところの行動に最後は帰結するところあると思います。その1つの自分の命を救うためのアイテムというか、それをみずから拒否してしまっているという点が1つあると思います。そこで責任の云々みたいなところで言うと、100%行政の責任なのかというのはちょっと疑問が残るとこだなというふうには感じています。ただですけれども、今回の台風19号を機に、私どもやはり理想的には100%目指しています。19号終わった後にですね、もう一度辞退された家庭も含めてですね、チラシを配って、19号で被災されて、お亡くなりになった方の事例ですとか、そういったことも踏まえてですね、大分住民意識も皆さん変わってきております。配って、そうすると今までよりはリアクションがいいです。来ます、問い合わせ。うちにもつけてくれというふうなの来ます。そういったことをですね、地道にやりながらですね、全ての家庭に入れるような形でですね、最後まで努力を続けていきたいというふうにご考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 理想的にはね、全世帯に1台設置するというのが理想的でありますし、私の考えですが、どうしてもそんなの要らないという人は多分いないと思うんですよ。邪魔になるから、要らないとかという、自分で管理するのに相当の手間暇がかかったりということではないんでね、それは説明の仕方によっては設置していただけたと思います。今設置の云々については業者がやるということですけども、その辺が今の理由にね、そういう



ものが出ています。だから、行政が直接こういうことで設置してもらいたいと、行政の責任としてね、今の話で。そういうのが直接職員の皆さんから家庭訪問されれば、恐らく設置率というのはもっと上がるんじゃないかと思うんですよね。そんなところでやっぱり行政は、せつかくこういう形で全域の安全、安心というもののシステムを構築しようと考えているわけですから、それをやっぱり受け入れるほうも受けなくちゃいけないし、それを説明する責任もあると思うんですよね。そういうことで、ぜひ業者が設置するかしないか、いいですか、悪いですか、そういうことじゃなくて、職員が直接お伺いして設置をお願いするというので、そういうようなシステムでこれからやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 1点お願いしたいんですが、この前の説明の中では電波状況がよくてということで、屋外アンテナ等の設置数も減らすということなんですが、私ちょっと聞いた中でやっぱり業者の皆さんと話したときに、高気密、高断熱の住宅は比較的電波の状況よくなるというようなことと、それからもう一つは受信機とコンセント結ぶ線ありますよね。できるだけそれ延ばしておいてくれと。そうすることによって、電波状態がよくなるという話聞いたんですが、実際私のうちも高床山全然見えませんので、そういう中で今コード延ばしてあるんですけども、例えばこれからですね、そういう中で部屋の模様替えとか、そういうのが置く場所が変わった場合に屋外アンテナなり例えば希望した場合はですね、それが例えば今年度中じゃなくて、過ぎた場合にそういう形になって変更を希望する場合とかもなきにしもあらずかなという気がするんですが、その辺の対応というのはどうなんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） アンテナの件ですけれども、今回1000台にまで減らしたわけですが、実績的に言うとあと300台ぐらいですか、まだ残っておりますので、その中で今はあれですけども、問い合わせでちょっと入りよくないんだというところについては残っているところからつけさせていただいております。

それと、先ほどの職員が回るという点についてはですね、やはりちょっと特にことしについては請負契約の中でですね、業者から回っていただくということになっておりますので、その点についてはある程度の一線は引かなくてはいけなかなというふうには考えております。ただですね、実際どうなんだろうということで、市の職員で回って、いろいろ辞退する方の御意見ですとか、説明のぐあいどうすれば一番効果的なのかと、行ってみてもやっぱり居留守を使われて出てこないとか、そういう実態を調査するために一部回らせていただきましたけれども、やはり今回につきましては設置については業者が回るというのを原則で対応させていただきたいと思っています。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今拡大の取り組みを一生懸命やっているところではあるんですけども、実際引っ越しをされる場合、また引っ越しをされて県外に出るとか妙高市内にいない場合、返却について全く説明がですね、なされていると思われていないので、まずそこをしっかりとやらないと、家にいるおばあちゃん、おじいちゃんたちは多分業者とは話をしたと思うんですけど、数年たって若い人たちの代になって、この機械は一体どうするんだろうというのをまずはっきりさせたほうがいいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 返却の件ですけれども、当初お渡しした説明書のところにはですね、一応返却してくださいというふうなことでは書いてあるんです。ただ、それをその紙がどこか行ったりとかしたときにはどうするんだと言われますと、その辺はなかなか難しいところありますけれども、設置について、戸別受信機についてですね、いろ

いろな中で、これから設置についてのお願ひの中もありますけれども、その中で使わなくなったり、不在になったりした場合は返却もお願いいたしますというようなこともあわせて広報するような形で、市役所のほうに返してくださいということをお知らせするような形で対応したいというふうに考えます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 続いて、関連の質疑です。1年やそこらで返却をしたとして、次に必要な人がいた場合、それをそのまま中古として使うということでどンドン回転させていくというおつもりですか。それとも、いつも新品を渡すということになりますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今の件でいいますと、端的に新品ではなくですね、使い回しをするというふうな形であります。中の地区ごとの設定が必要ですので、プログラムを変更してですね、美守用を学校町で使う場合は学校町用の中プログラムを変えてですね、外見は一緒ですけども、使い回しをするということで御理解ください。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今回の台風でも私地元、末広町は、余り被害がなかったらしく、静かな夜を過ごさせてもらったんですが、実は町内会で町内会館が避難所になっていたということの後で知りました。ですので、先ほど言った町内会の連絡にも使えるというふうになってはいるものの、実際活用されていなかったの、まだまだ町内会長さんたちの認識の中にそういう放送ができるんだということをわかっていないかもしれないということがまず1点あります。それでですね、先ほど高田委員とはちょっと意見が違うと思うんですけど、行政の皆さんに回ってもらうというのは正直私も市役所から来ましたと言われても、怪しまれて、なかなか中にも入れないということも今の御時世あるかと思ひます。私は、積極的に町内の方の役員の方を同伴したらいいんじゃないかなと思ひます。なぜかという、よく事情を知っているからです。中に耳の聞こえない御夫婦もおられます。当然要りませんとなります。要らない理由は、地元が一番よくわかっていて、この方はこういう方なので、多分わからないから、使わないんだと思ひますということもわかればほかの対応もあるわけで、地元の町内会長さんだけではなく、役員の方もおられますので、大変なお宅であればぜひ同伴してもらえよう、それぐらいは協力体制を組めばいいんじゃないかなと思ひます。ですので、行政プラス地域ということで推進していく案を提案したいと思ひます。

以上です。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 先ほどの今回の台風の被害のときに、戸別受信機が個々でやらなかったというのはそのとおりなんで、実はそのときはまだそういうシステム入れるということが決まっておりましたので、今回台風を契機にもう最終判断をして、今回の補正というか、変更契約をさせていただいた。ですんで、これから使えるようになるということで御理解ください。

それと、行政と地元と一緒にという話なんですけれども、戸別受信機のどこのうちが入って、入っていないかということについては非常に個人情報の関係で微妙なところがありまして、今対応させていただいているのは町内会長さんの名前ですね、まず集中して回るときに事前にチラシを入れていただくと。私らがお出しするんですけどね、町内会長さんの名前ですこれから回るので、来たら決して怪しい人じゃないと、ぜひこれ大事なもんだから、協力してほしいというふうなものをまず入れてから、それから回るようなことをですね、今徐々に進めているところであります。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 地区遠隔システムなんです、地区、これエリアの区分の仕方、例えば大字というくりも

あったり、各町内というくりもあったり、同じ役員さんでも伝える範囲が変わってくる場合があるんじゃないかと思うんですけど、この区分の分け方はどのように考えていらっしゃるか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 原則は町内会長さんという形で、細かく設定をしたいなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） じゃ、災害か何かあった場合例えば町内だけじゃなくて、その周辺全部という場合には直接市役所のほうから流していくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 原則としてですね、災害時の避難情報につきましては市のほうから、原則というか、市のほうから出します。町内個別については、例えば今天野委員さんおっしゃったとおり、市のほうからは避難情報ないんだけど、個別に町内で自主避難所を開設しましたみたいところについては町内で御活用いただくというふうなくりで、整理の仕方と考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 町内単位にすると、本当に各町内、私のほうからも下のほうに、総務課のほうにお願いに行ったこともあるんですが、このシステムになって町内放送できないというのは困るという声もたくさんいただいた中でこういう対応できたことは非常にいいなというふうに思っております。ただ、問題は今度、これからのこの放送のシステムの運用についてのマニュアルはつくっていかれるのかどうかお聞きしたいと思うんです。というのは、例えばいろんな催し物情報まで全部どンドン、どンドン流していくという可能性もあるわけなので、その辺の運用のマニュアルについての考え方をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 現在ですね、試験運用というような形の中でいろんなイベント情報等も流しておりますけれども、ただかなりうるさいというか、しょっちゅう鳴っているというふうなお話もあります。そういったことから、災害時、あるいは緊急情報をちゃんと聞いていただけるというようなことの中でですね、その辺どこまで流すかということをですね、いま一度精査してマニュアルに記したいと思えます。そのマニュアルにつきましては、どういったことを放送しますというのは住民の皆さん全員にお知らせしますし、逆に戸別受信機等ですね、使い方、こういった情報を市のほうで流します、あるいは使い方はこうですという、そういう操作のマニュアルにつきましては先ほど霜鳥委員さんのお話にもありましたけれども、各役員の皆さんのほうにですね、お配りするような形にしたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 避難訓練は、必ず年に1回各地域やると思うんですけど、避難訓練のときに実際に町内会の連絡というのを町内会長さんにその練習をしてもらって、1回お試しで練習するようにできますでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 避難訓練のときにですね、使用してもらおうというのは、まさに目的のそのものでありますので、ぜひ使っていただきたいと。逆にですね、そういったお願いをしたいというふうにも考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 最後に1点お願いします。一般質問のときにも言いましたが、せっかくこれをセットして、自主防災組織の活動そのものとタイアップして、令和2年度、防災云々の関係で各自主防災組織にこの無線を使った防災訓練、年1回やっているというパターンはそれぞれあるかもしれないけども、なかなかやっていないと

いうともあつたりするんでね、これを使って避難訓練をやるというような自主防災活動をそれぞれの自主防に推奨していくと。これ時期的にね、いつどうのこうのという話じゃないんですけども、地域の予定の中でもってこれも組み入れしていくというような形が必要じゃないかなというふうに思うんですけども、ぜひそういう計画をね、いろんな形で、これとあわせてこの前も言いましたけども、避難所対応の関係では無線機の訓練もあわせてやっていただくと立体的なことができるかなというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうかね。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 現在ですね、自主防災組織と申しますか、各町内ですね、年に1回と申しますか、防災訓練の実施率が85%ぐらいにとどまっているところです。あとの15%をどう伸ばすかというのが今非常に課題になっているんですけども、そういったことが今いろいろお話のありましたこういった無線も新しく使い方の講習も兼ねてですね、やったらどうですかというのは一つのアプローチの仕方であると、工夫として、いきつけになるかなと思っておりますので、ぜひそういった取り組みもあわせて行いたいというふうに考えています。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第84号 工事請負変更契約の締結について（防災行政無線等（同報系）デジタル化工事）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第86号 新市建設計画の変更について

○委員長（八木清美） 次に、議案第86号 新市建設計画の変更についてを議題とします。

企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 議案第86号 新市建設計画の変更について御説明いたします。

まず、この計画を変更する趣旨についてですが、全国的に相次ぐ大規模災害や建設需要の増大等によりまして、市町村建設計画に盛り込まれました事業の実施に支障が生じている状況を踏まえ、平成30年4月に合併特例債の発行期限を延長する法律が施行されました。このことにより当市におきましても合併特例債の発行期限を5年間延長することが可能になりましたので、優良債である合併特例債を有効に活用し、重点事業を進めるため新市建設計画の変更を行うものであります。

それでは、具体的な変更内容につきまして、議案第86号参考、新市建設計画新旧対照表に沿って御説明いたします。新旧対照表をごらんください。議案第87号の前の3枚の部分でございます。左側の変更案のところですが、まず上段の表紙につきまして変更年月の修正をしております。

続いて、2ページの②、計画の期間について、これまでの15年間で20年間に改めるものでございます。これにより計画期間は令和6年度までとなります。

続いて、12ページの（4）、主要指標、新市の人口については、第3次妙高市総合計画との整合を図るため、人口減少対策に関する記述を改めるとともに、現行の合併後15年間経過した平成31年度の目標人口を3万2000人とい

うものを合併後20年間経過した令和6年度の目標人口を3万人に改めるものであります。

続いて、裏面の26ページの事業計画中に基本目標を推進する重点事業としております子供たちの未来を支える夢のあるまちづくりについて、下段に福祉施設整備事業、具体的には第三、斐太南、矢代保育園の統合園の整備として、黒丸で保育所の整備を追加するものでございます。

最後に、32から33ページの7、財政計画では、過年度分は決算額に、今年度分は予算額とし、令和2年度から6年度の5年度分の計画を追加するものでございます。

なお、これらの変更内容につきましては、パブリックコメントのほか、妙高高原地域区長連絡協議会や妙高地域自治会連絡協議会への意見照会を行いました。意見等はなく、その後県との協議を行い、11月12日付で本協議が終了しております。

終わりに、参考といたしまして、合併特例債の発行状況について説明をさせていただきます。当紙の発行限度額133億7740万円に対しまして、今年度末、令和元年度末までの発行見込み額は約124億7800万円となりまして、発行可能残額は約8億9900万円となる見込みでございます。今後は先ほど申し上げました統合園と新たな整備を予定しております図書館に充当してまいりたいと考えております。

以上、新市建設計画の変更について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第86号に対する質疑を行います。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 変更計画は、現行を踏まえてということで理解をしております。ちょっと関連でよろしいですかね。この新市建設計画の中で吸収合併された妙高村と妙高高原町の特別交付金ですかね、充当事業ということですが、一応合併後13年ですか、たっているんですが、特に妙高高原町の事業内容はこれで終了したというふうにお考えですか。まだ整備余地があるというお考えでしょうか。いかがですか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 今お尋ねのですね、新潟県市町村合併特別交付金というものがですね、妙高高原地域、それから妙高地域に5億円ずつ交付されました。妙高高原地域、それから妙高地域ともにですね、こちらの5億円事業については完了しております。妙高高原地域におきましてもですね、平成17年度から、それから平成26年度の間ですね、全て5億円事業は終了しているという状況でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 前も私何回かこれ取り上げた経過あるんですが、この中でですね、先般もちょっと取り上げたんなんですが、苗名滝遊歩道の整備ということで、確かに今新しく河岸道路ということで新設されていますが、ただ旧歩道は全く今土砂崩れといいますか、通れない状況で、全然河岸道路できてから一回も整備されていないわけですよ。その辺は確かに遊歩道整備ということで新しいのは完成したんですが、今まで何十年、何百年と使っていた歩道が全く通れない、使われていないということで、その辺は完了したということでございますけど、その辺の後処理といいますか、それは考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 基本的にこの5億円がですね、終了したから、ほかはもう整備しないのかということではございませんので、整備する必要性、整備しなくてはいけないものにつきましてはまた合併特例債ですとか、あるいはそれ以外の財源というのございます。それは、一般財源になるのか、あるいは観光関係の補助金になるのか、それはですね、またその都度の協議になろうかと思いますが、その時点ですね、また考えていくものだというふ

うに考えています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 現状皆さん見た経過があるんでしょうか、よくわかりませんが、この間私の質問では現状把握していないという答弁をいただいたわけですが、私もその後二、三回行ってきましたが、全く交通どめ、同じです。土砂が崩れて通行不能ということでありまして、それに付随して設備のある農業用水路も3カ所ばかりあふれて、用水路からあふれているという状況でそのままになっているんですよね。それは、ちょっと他所に新しい道路できたんだから、いいじゃないかという、それだけでは済まないと思うんですよね。そういうことで、これからはぜひ建設課、農林課、観光商工課という課を超えた中で、市として全体的な見地から整備、解消をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今合併特例債の残が8億9900万というお話でして、結構使っちゃったなというふうに思っているんですが、問題は特例債といえども今年度負担、返済していかなくちゃいけないということになるんですが、5年延びて、その後の返済スケジュール等に変更が出てくるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 返済の関係でございますが、大体こちらにつきましては縁故債になります。大体ものによってでございますけれども、借り入れる額によってでございますけれども、償還期限というのは大体10年ですとか20年というふうに決まっておりますので、今後借り入れをする統合園、あるいは図書館等の借り入れた年次によって、その償還というのは10年ですとか20年というスパンになっていくということでございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 若干延びてくると思うんですけども、既に使った分については10年、20年のスパンの中で返していかなきゃいけないということになっているわけなんですけど、本当に先ほど表を見てもわかるとおりでだんだんと市税収入の減っていくという中で、これらの返済に、今年度負担が重くなるということはないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 今現在ですね、合併特例債の残高そのものは69億円あります。残っているですね、残金ですけれども。こちらにつきましては、交付税算入がございまして、こちらにつきましても70%、合併特例債のですね、返済額の70%が交付税でですね、参入されてくるという優良債でございまして、こちらについては大丈夫ではないのかというふうに思っています。

○委員長（八木清美） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第86号 新市建設計画の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

議案第88号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

○委員長（八木清美） 次に、議案第88号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 議案第88号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、令和2年3月31日をもって新潟県市町村総合事務組合から新発田地域老人福祉保健事務組合が脱退することなどから、規約を変更するものであります。

なお、新発田地域老人福祉保健事務組合につきましては、全ての施設が指定管理者制となったことから、特別地方公共団体としての固有の事務を軽減し、経費面及び運用面などにおいてより効果的な体制とするため、当該組合が有する共同処理事務、組合財産及び組合職員の全てについて従来から共通の事務局を設置、運用している下越障害福祉事務組合へ移管、統合し、令和2年3月31日限りで解散するものとなります。

以上、議案第88号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第88号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第88号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

議案第89号 新潟県上越地域消防事務組合規約の変更について

○委員長（八木清美） 次に、議案第89号 新潟県上越地域消防事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 議案第89号 新潟県上越地域消防事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、上越地域消防事務組合消防本部庁舎の移転新築に伴い、当組合の事務所を新庁舎に移動することから、事務所の位置について現在の上越市北城町1丁目16番1号から上越市大字藤野新田330番地2に改めるものであります。

なお、新庁舎は令和2年3月完成予定です。

以上、議案第89号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第89号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 移動されるわけですけど、この土地の所有者というのは、今の例えば北城町、それから藤野新田の所有者というのは上越市というふうと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） そのとおりです。上越市です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ということは、移動してしまった北城町の跡地というのは上越市が考えていくというふうに見ていてよろしいんですね。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 上越市のほうで検討しております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） その辺について何か情報あったらお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） ちょっと訂正させていただきます。北城町から藤野新田移すわけですけども、今の北城町のところには南署のところはまだそのまま消防は残ります。上越北消防署のところですね、閉鎖になるというふうなことでありますので、上越北署のほうの跡地利用につきまして、現在更地にしてどうするかというふうなことも含めてですね、上越市で検討しているというふうになっております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それともう一点、この規約が令和2年3月26日施行というふうになっているんですが、今建物が3月にできるという中で、3月26日という日はどうしてこの日になったのか伺いたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） この日につきましては、3月26日に移転を予定していると、新庁舎を移転する日というふうなことですね、今現在その日を、移転の日をこの日しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ちょっと1点確認をさせてください。大字藤野新田というところはですね、関川のすぐ脇、ほとりといいですかね、上越市の洪水ハザードマップの中に入っているところだと思うんですけども、この辺についてはいざというときの対応等もあるわけなんですけど、どういうことでもってここに行ったのか、そして洪水ハザードマップとの兼ね合いについてはどういうことになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 建設当初のことなんで、詳細については今現在ちょっと資料手元にございませぬけれども、ハザードマップの中に入っているということは承知した上で作成されております。洪水対策等についてはですね、浸水時に機能不全にならないような形で各設備等ですね、配置、階上にするとかですね、高層階のほうにするとか、そういった対策をしているというふうなこと聞いております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。



○霜鳥委員（霜鳥榮之） 心配するのはね、建屋の関係とか、そこにいる人たちというのは専門家なんだけど、この区域一帯が洪水ハザードマップの中に入っていて、そこがもし浸水したときには要するに周りに対してというか、出勤とか云々とかいろいろ機能の関係で支障を来さないような形でこれから対応を考えているのかどうなのか、この辺も絡んでくると思うんですね。自分ちだけが安全でどうのこうのと、これは個人のものとは違うんでね、公共性が高いなんてもんじゃなくて、そのときには自分ちが出勤せんきゃいけないという、こういう立場でいますんでね、その辺のところの考え方、そこへ決めた、それから今後そういうマップの中に入っているというところの関係の中でもって今後の対応何か考えがあるのかどうなのか、その辺は情報がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 手元に何も詳細な資料ございませんので、今現在答えることはできませんので、御了承願いたいと思います。済みません。

○委員長（八木清美） 市長。

○市長（入村 明） ちょうど課長、当時のことは余りちょっとね、かわってわからないと思いますんで、補足ですが、これ全て懸念の材料でございます。ただですね、これについては消防議会というのが存在してまして、そこでいろんな意見が出た結果、今御懸念の件を含めて最終的に決断をしたということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第89号 新潟県上越地域消防事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

議案第75号 妙高市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第75号 妙高市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 妙高市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、第3次妙高市総合計画の効率的、効果的な推進に向け、必要な組織及び任務の見直しを行うため条例を改正するものであります。

具体的な内容ですが、議案第75号参考、新旧対照表をごらんください。まず、第2条の組織ですが、地域コミュニティの維持、活性化及び移住、定住施策などを一体的に取り組む組織としまして、新たに地域共生課を設置しま

す。

次に、第3条、任務ですが、1点目としまして総務課における地域及び市役所内の情報化等について、全市的なICT施策の推進にあわせて取り組むとともに、スマートシティ妙高の実現に向け、企画政策課に移管いたしません。

2点目として、同じく総務課任務としております地域コミュニティの維持、活性化等を地域共生課の任務に位置づけます。

3点目として、関係人口を含む人口増加につながる施策を一体的に進めるため、移住、定住を地域共生課の任務に位置づけます。

4点目としまして、環境省直轄による新たなビジターセンターが建築されることに伴い、環境政策課の任務においてこれまでの自然環境の保全のみでなく、その利活用を図ることを加えます。

また、本案は市長部局の組織及びその任務を対象とした一部改正であります。参考として市長部局及び教育委員会部局における室、係の配置について資料を添付いたしましたので、ごらんください。

以上、議案第75号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第75号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 何点かあるんですけどね、よくわかんないという部分もあったりするんですけど、地域共生課の関係からまず伺います。

ここの組織形態なんですけど、本会議の中でもってあったのに、10名程度の組織でもって運用しますという形だったと思うんです。具体的に今地域づくり総合戦略かな、そういう中でもってそれを拡大、発展させて地域とのかかわりを深めていくという、こういうことなんだろうと思うんですけども、ここに書いてある中だけではちょっと意味よくわかんないんですけども、もうちょっと具体的に説明してもらってもいいですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 地域共生課設置する理由ですけれども、今現在進めています住民主体となった地域づくりの関係、これをより一層進めたいということ。これまで以上にですね、地域を取り巻くいろんな複合的な課題があります。それを具体的に解決していくと、一つ一つを解決していくために、そういう特命といいますか、特任を持った課を設置したいということが1つあります。

そのほかにですけれども、今現在進めています移住、定住も含めてですね、地域のこし、地域の維持、活性化みたいところをですね、移住、定住、そういったところと地域協働、一体となってですね、地域にアプローチして、そこで実現といいますか、一つの実をとっていくというふうなことでですね、1つの課を集中的に一体的に取り組むために設置したいというふうなことであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地域の実態というのは、妙高市はね、かなり広いというか、地域形態がそれぞれというのがあったりしていて、一律にこうだという見方はできない状況なんですよ。今さら何をという地域もあれば、これから何とかせんきゃいけないという地域もいろいろあるんですけども、そういう中にどっぷりつかるという意味はちょっとおかしいんですけども、かなりその地域に入って、地域の実態も把握、整理をして、地域の皆さんと一緒にある地域では生き残り作戦だし、ある地域ではこれからいかに発展させるかということだと思ってしまうんですけども、そういうものを前面に置いて、地域に入りながらやっていくという、こういう方向性はこの中に入っているんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 従来の地域づくり、地域協働という考え方の中では、全市一律の枠組みの中で今まで対応してきたところであります。しかし、今現在、地域協働のこの1年間の前半の活動の中でも各地域によって取り組むべき課題、手法、そういったものはオーダーメイドと申しますか、それぞれ違うということ。それと、あと緊急性の高いところ、まだこれからだなというところ、いろいろあります。そういった中で今お話も少しありましたけれども、実際に地域に入って、その地域の皆さんとどっぷりつかってですね、どうしていくんだというのを緊急性の高いところからまず一点突破してやっていきたいと、実績を上げていきたいというふうなことで、この課についてはつくらせていただいたということであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういう形の中でね、1つには今本当に苦慮しているといいますかね、どうやっていいかという、こういう地域もいろいろあると思うんですよ。そんな中で、じゃといったときに地域の皆さんがね、自分ちだけで相談してどうのこうのいったって、行政等の対応ってどうするんだという、あつたりしますんでね、行政の窓口対応といいますかね、つなぎといいますかね、そういう役割を果たしていただいて、したがって自分ちの所管でどうのこうのということだけじゃなくて、地域を残していくというための必要性についてはオールマイティーをもってそこで対応してもらってつないでいってもらおうという、こういうとこまで踏み込みをしていただきたいというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今ほどの話のとおりで、地域を支えるための各種施策というのはいろいろな課にまたがっています。それを1つずつ地域に1つずつの課がアプローチしたんでは地域もやり切れない部分もあると思います。そういった意味では1つの総合窓口としてそこで承って、各種施策を展開していくと。そういった意味では地域に入るということから鑑みて、動きやすい組織、今現在総務課で持っていますと、私のあれですと防災ですとか、その他もろもろ持っていますけれども、ある程度課題については特化した形の中で動きやすい組織をつくったというふうに考えておりますので、そこで地域と行政、行政の各課を結ぶパイプ役、あるいはコントロールする、マネジメントする役割をその課で果たすというふうなことで考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひね、そのような形でもって行って、総体的に窓口になっていただいて、分析はその中でやってもらうという、そういうことでもって、なかなか悩みの深い地域もたくさんございますので、そんな中でもって、役員さえも選考するのが大変だというような地域がですね、幾つも出てきているという実態の中でもありますので、そここのところはどうかという。地元の相談も含めながら、情報提供はね、行政のほうからやってもらわんと、地元はそんな情報持っているわけでもないし、何をどうしていいかわからないという。今までそこで暮らしてきたという、そのこだわりが非常に強いものですから、その殻を破って一歩前に出るということのなかなか大変さというのはあるんでね、その辺は大いにリードしていただきたいというふうに思います。

次に、企画政策課の関係なんですけども、スマートCity推進室ができて、その中に推進グループもあるんですけども、推進室は何人体制でいて、推進グループといったときにはどういうパターンで入ってくるのかな。企画政策課全体がグループになるのかなと思ったりもするんですけども、この辺はいかがでございますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 人数についてはですね、まだ確定をしておりませんので、数名程度と申しますか、ふうなことを考えておりますけれども、あとグループ制につきましては従来から企画政策課自体がグループ制をとっており

ましたので、各種施策のですね、繁閑、あるいはですね、業務の関係でですね、お互いに助け合いみたいなことができるような形の中でグループ制をとらせていただいているというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） グループ制がいいとか悪いとかという話じゃないんでね。グループ制をとるおかげでエリアを広げるといふのかな、中身を広げるといふのかな、こういう形があるんだろうというふうに思うんですよ。いろんな情報を収集する中でもって方法論を見出していくと、こういうことだと思うんだよね。人数にはまだということなんで、これからまたそこをはめ込みしていくといったときにふえるのかな、どうなのかなという、その辺のところもあるわけなんですけども、それはさておいて、形ができた中でもって、またじっくりとやらせていただければいいかなというふうに思います。

それから、観光商工の中にね、交流推進グループというのが入ってきているんですけども、この交流推進グループの設置、職務内容についてはどんな考えなのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 現時点でも観光商工課の中で国際交流ですとか、都市間交流とかですね、そういったものは入っております。そのほかにですね、今後生涯学習課から移管する健康保有地のプログラムなどですね、そういう交流人口の拡大みたいなものをですね、目的に特化してですね、業務に力を入れていくという意味でですね、全体的な体制を強化したいというふうな考えでいるところです。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 交流人口の拡大ということになるといろんなパターンがあって、恐らくここが中心になってほかの所管課との関連的なものについても絡めていくんだろうというふうに思っているんですけども、その中心をここに置くという、こういうことなんだろうというふうに思うんですけども、行政のやる仕事というのが全てが全てこういう方向出したから、そこだけでということじゃなくて、全体に絡んでくるというのがあって、このところは外に向けての交流推進ということだけじゃなくて、町内の中での交流推進もあわせてうまく動かしていただきたいというふうに思うんですね。

次に、5番目に、道の駅の関係でもって、整備室の廃止があるんです。今後ここが廃止されたときに、今後道の駅の関係についての議論をやっていくといったときには、これもそこでやるよということになればそれまでなんですけども、その辺の位置づけはどのような形になりますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 基本的な考えですけども、これまでの考えと余り変わらないんですけど、同様なんですけど、道の駅全体については観光商工課が担当しますし、その中の農業振興施設については農林課の所管になるというふうな整理の仕方で今後対応したいというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 中身の事業的なものはそうなるけども、トータルでといったときにはやっぱり観光商工課ということよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 移住、定住の促進とか、そういうことで地域共生課ができたということなんですけど、先日協働センターの方々ともいろいろお話をさせてもらった中で、非常に土・日の対応が必要じゃないかなと感じたんです。なぜかといいますと、今町内会長さんたちも働いていて、なかなか悩み事があっても平日休んで役所に行かれ

なかったり、あと海外から移住、定住の方も含め、ワンストップ窓口でないと、せっかくやっても、もったいないと思うんですね。そうすると、平日だけの対応で回らないんじゃないかなと思うんですが、こら辺職員の今度は勤務の関係もあると思うんですが、土・日の対応等はどのように考えていますでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 土・日の対応といますか、今現在も地域との打ち合わせとかですね、の中では土・日に現在の体制でも対応させていただいてございます。実際は役員さんとかですね、いろんな方々から集まってもらうという意味からすると、事前に日程が調整されて、その中で土・日なることもございますし、逆に平日の夜間といますか、そういったことになることもあります。そういった面で天野委員さんのおっしゃりたい点でいうと、土・日も勤務するような体制を組んだらどうかという、シフト制みたいなのを組んだらどうかというふうなお考えのかなと思うんですが、今現在の状況ですとそこまでをしなくても、通常の超過勤務、あるいは土・日出た場合は振りかえというふうな中でですね、対応できるかなというふうには考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） ちょっと私がお聞きした中での話なんですけど、実際海外の方日本語がよくわからないんで、書類を書くときに、そういう教えてくれるスタッフがいるところはどこなんだと、役所のどこ行けばいいんだという、そんなこともお聞きしたり、県外から来て、いろんなワンストップで処理ができない、たらい回しされるという、言葉がちょっと悪いかもしれないんですけど、どこ行っていいかわからない人が駆け込めるところというのが必要だなと思ったので、先ほどのように事前にお聞きして、電話で予約しておけば対応していただけるというふうに思えばよろしいですか。常駐までしなくても、それならできるのではないかなと思うんですが、事前予約という、そういうのはどうでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） それぞれの相談窓口としては、外国人ばかりでなくてですね、現場のほうに市民総合窓口というのがありますけれども、今回のようにですね、移住、定住に特化したりとかですね、こっちに移り住むときにどこに手続したらいいんだろというところについては移住、定住の担当の係が今回ありますので、そちらのほうにというふうなくくりになるというふうに考えております。原則とすればあらかじめ飛び込みでと言われても、なかなか個別の案件等にですね、対応するのは難しいと思われまますので、事前予約というのを原則に対応させていただきたいと思いますが、今後の事業の成り行きですね、そういう移住、定住に特化した係をそこに設けましたというふうに旗を上げるわけですから、そこに対する需要がどれくらいなのかと、その状況を見てですね、その対応を今後検討したいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 二、三点お願いしたいんですが、まず先ほどの住民主体の地域コミュニティの維持とか活性化ということなんですけども、口で言うのはもちろん簡単なんですけども、なかなか現実的に地域の実態見るとですね、人材不足、そういう面では非常にどこの地域も大きな頭の痛い問題かなというふうには私は思っています。そんな中で人材育成についてはやっぱり社会教育部分の生涯学習課との連携というのが非常に大事だなと私は思っているんですが、ここのところの新しい地域共生課の中で地域協働推進係、この辺との連携というのを今度どのように進めていくのか、その辺の考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 地域共生課で全ての事業をやっていくということはかなり不可能なところだなと。今のお話のとおり人材の育成については、そもそも的に言いますと昭和の初期から始まっている公民館制度みたいな中で、公

民館の担当については生涯学習課で担当しているところでありますので、そういった地域の人材の育成、それとあと市民の社会教育ですかね、そういったものについては生涯学習課に生涯学習係がございますので、そこが中心になって対応していただくというふうなことには変わらないというふうに考えておりますし、こういった内容が、あるいはこういった教育、あるいはこういったプログラムが必要なのかということについては今後ですね、所管課と話を調整する中で、例えばまなびの杜ですとか、そういった中でプログラムを考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ぜひですね、そういう形で、そこに学んだ人をさらに地域の中で活用するような施策を展開させていただければ少しまた違ってくるのかなというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます

それとともに、この4月に開設しました勤労者研修センターの中の協働センターなんですけれども、その体制というのは新しい課ができた場合にどのような体制になるのか。そこら辺に例えば地域支援員を増員するとか、また地域のこし協力隊員を増員するとか、そこら辺の考え方というのはどうなんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 全体の体制としてですね、地域支援員、地域のこし協力隊いろいろございますけれども、協力隊については現場のほうにですね、直接配置というふうな形が原則として今なっておりますので、そのような形ですけれども、地域支援員、そのほかにですね、今回体制を強化しますので、支援員というよりもその職員そのものがですね、プラスアルファになっていくというふうなことで御理解いただきたいと思ひます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 各地域がそれぞれ抱えている問題がですね、みんな違うと思ひます。その中でぜひともですね、現地行きながらそこで、昔の公民館じゃないですけども、膝を交えた取り組みがやっぱり一番地域にとっては力になるのかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一点、移住定住推進係ですか、どこの自治体もやっぱり人口減少の関係で同じような取り組み、真剣に取り組んでいるのが実態かなと思ひますが、妙高市として例えばどこの地域をターゲットにするのか、どの年齢層をターゲットにするのか、そこら辺もやっぱりある程度絞っていかないとですね、なかなか総花的な中では実績が出てこないのかなと。また、これもやったから、すぐ成果が出るもんじゃないんですけども、そこら辺も絞った取り組みしていかんきゃいけないと思ひますが、その辺のこれからの進め方というのはどのように考えているかお聞きをしたいと思ひます。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回の御提案につきましては、来年度の推進する組織のことについてはですね、今御提案させていただいているところでありますので、具体的な事業の進め方についてはですね、その任に当たっている、今現在も担当しているところありますけれども、そのところでいろいろ考えて進めていくこととなります。今ほど委員さんの御提案についてはですね、今現在所管しているところにもお話をする中で、来年度の事業につなげたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今まで地域というものについて各課でいろいろやって、それぞれの立場でやってきたわけです。今度何とか一本化というようなことで地域対応やるということで、課の新設ということで、大変いいことだと思ひます。ただ、1つ考えられるのは、地域課題をどういうふうに把握するかということが多分非常に大事なこ

とだと思っんです。私大きく考えて、この新市建設計画にもありましたけども、3つのエリア、これを設定したということは、多分合併当時のいろんな地域性を踏まえてそういうエリアを設定したと思っんです。ただ現在もです、大体そういうようなエリアで皆さん課題を持っていると思っんです。私ども妙高高原地区については観光温泉云々、それこそ山岳リゾートというようなエリアになっていますけども、そういうエリア的な課題といいますかね、そういうものを私共生課で把握して、それを下におろしていくというのが非常に大事だと思っんですが、その辺の地域的なエリア、私前にもちょっとそういう質問したことあるんですが、それぞれ旧新井地域と旧妙高地域と高原地域とそれぞれ考え方、住み方、生活の仕方が違うところがありますので、その辺をまず把握するというのが私大事だと思っんですが、その辺の課題のとり方、また把握の仕方というのはどういふうな考え方でいらっしやいますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 地域ごとの課題、エリア的なくくりからするとですね、大きくは今委員おっしゃった3地区だと思っます。ただ、新井地域にしてみますと旧南部地区と旧新井のところというかですね、そういうふうになつて大きく分かれるのかなとも思っしております。それぞれの地域ですね、どういった課題があるかということ、共通の課題等についてはですね、かなりもう今まで地域協働が今までの市民活動支援センターや何かの中でですね、地域支援員とか協力隊の皆さんからいろいろ意見とかですね、情報収集している中で、かなり課題というのは絞込めてきているのではないかなと思っしております。さらに、それを今度実施に当たってその課題をどう事業に落とし込んでいくか、そういうことを今度は地域の皆さんと具体的に膝を突き詰めて話をして事業を展開していきたいというふうなところであります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 各地区の課題把握されたということですけども、ちょっと現状見ますとそんなことでもないと思っんです。地域課題というのは、今ずっといろいろ見ますと、地域のこし隊というふうな地域課題から見ますと旧新井地区と南部地域のそのような形で、地域支援センターの皆さんもそういうふうな形に偏っているような感じあります、正直。じゃ、旧妙高村、妙高高原町どうかというと、ちょっと把握はされていないんじゃないかというふうに思っます。というのは今の妙高高原地域についてはホワイトシーズン、グリーンシーズン、観光客の減少ということが、じゃどういふうに地元の住民の生活に影響あるかということ、多分私はわかっていないと思っんです。その辺をですね、共生課の中でやっぱり地域の生き方ということをもう根本的に把握しないと、全市同じ課題だなという勘違いをしかねないもんですから、その辺はですね、もう少し掘り下げて、地域の特色とかというものを踏まえた中で課題を吸い上げていくということが私大事だと思っんですが、その辺再度いかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 地域の課題、それイコール市としてのですね、全体の課題でもあるというふう認識しています。したがって、地域共生課で取り組む課題と市全体ですね、観光振興ですとか建設課、建設事業による課題の解決の仕方とか、いろいろ各種あると思っんですけど、その辺の整理はしていかなければいけないかなと思っっています。今御指摘の話の中にありました南部地区に特化みたいな話の中では、やはり緊急性の高いところからですね、まず一点突破して実績をつくって、それを周りに広めたいなところもありまして、今ちょっと力を注いでやっていることは、今現在地域協働係ではそういう形で進めているところ。おっしゃるとおり大枠の課題、生活を維持していくために、買い物だとかですね、病院行くのにそういう支援どうしたらいいんだとか、地域のいろいろな配りものどうしたらいいとか、そういう生活に密着したレベルのですね、ところをどう解決していくかということ、今まさに重点的にやっているところでもありますので、市全体の各地域のそれぞれの課題ど

うだということについてはですね、これから具体的にそこへ入ったときにですね、膝突き詰めてその課題を整理しながらどう対応するかということを進めたいということで考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 個別のね、いろいろな今の話で実際の生活を、例えば交通をどうするかというのは全体的でもいいんですが、大枠のものについてはなかなかこれからだというお話ですけども、私1つ提案としてね、せっかく各支所があるわけですよ。新井地区には本庁がありますけども、旧妙高村、旧妙高高原町にも支所があるわけですから、その辺をですね、地域共生課の一つの踏み台として利用といいますかね、そういうようなシステムにしたらもっと身近に、本庁で共生課で何人かで検討するよりも、やっぱり出先で生の声を聞いたほうがというふうに私は考えております。ちょっと古い話ですけども、私ども妙高葵クラブで兵庫県の多賀郡多賀町というところで、同じ3地区が合併した町なんですけども、やはりその地区は本庁で一括でやるんじゃなくて、各地区に出先を設けて、その地区の課題をクリアしたというようなシステムとっているというようなことでお聞きしたわけですけども、やはりこれだけ広いエリアでね、本庁だけで各地区の課題を見つけるということにはなかなか至難のわざだと思えます。確かにいろんな組織、妙高高原には区長連絡協議会というものがありますけども、ただそれも果たして妙高高原町広いもんですから、それは全部吸い上げられているかということにはならないと思うんですね。そういう意味で各支所2カ所ありますので、ぜひその辺を一つの入り口として課題解決に取り組んだらいいかなというふうに考えているわけですけども、いかがでしょう。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 各支所の機能についてですけども、今現在も各地域それぞれ地区ごとにですね、寄り添った対応というのは各支所でも努めているとこだというふうに認識しております。特に今回樽本地区ですね、孤立したときに妙高支所のほうでですね、かなり支援といいますか、毎日の状況把握ですとかですね、いろいろして、かなり頼りにされているんだなという実感を私も現場のですね、地区に入ってですね、それを感じてきたところであります。そういった意味では各支所の役割というのは今後大きくなると思いますか、非常に重要になるなというふうな認識でありますので、御提案といいますか、今のお話のありました支所との連携というのは重要なポイントになると思っていますので、今後の運営については配慮といいますか、その辺頭に入れながら対応したいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第75号 妙高市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

議案第76号 妙高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例議定について



○委員長（八木清美） 次に、議案第76号 妙高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 議案第76号 妙高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度からの会計年度任用職員制度導入に伴い、制度運用に当たって必要な8つの条例について地方自治法及び地方公務員法に基づき必要な改正を行うものであります。

順番にですけれども、第1条、妙高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、地方公務員法に基づき、年1回公表しております職員数や給与、勤務時間など人事行政に関する状況について、対象職員にフルタイム会計年度任用職員を加えるものであります。

第2条、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例につきましては、会計年度任用職員の休職期間を正規職員の3年を超えない範囲に規定されているものに対しまして、任期の範囲内とすることを定めるものであります。

第3条、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例につきましては、会計年度職員が懲戒処分となった場合パートタイム会計年度任用職員は支給される報酬について言及できるよう定めるものであります。

第4条、妙高市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例につきましては、法人に派遣することができる職員から除く職員として条件つき採用職員を規定しておりますが、全ての会計年度任用職員に条件つき採用期間を設けるよう地方公務員法が改正されたため、法の引用条文の改正を行うものであります。

第5条、妙高市職員の育児休業等に関する条例につきましては、会計年度任用職員は育児休業の対象となりますが、勤勉手当の支給対象としていないことから、基準日における育児休業を取得している会計年度任用職員は勤勉手当の支給基準の適用除外とするものであります。

第6条、妙高市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する例につきましては、補償基礎額を規定した条文において会計年度任用職員の給料、または報酬を基礎額とすることを定めるものであります。

第7条、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、地方公務員法の改正により特別職非常勤職員の要件が厳格化され、現在特別職非常勤職員として任用している職について、令和2年度から会計年度任用職員とすることなどから、職の整理を行うものであります。

第8条、妙高市職員の退職手当に関する条例につきましては、退職手当の支給対象からパートタイム会計年度任用職員を除くことを定めるものであります。

以上、議案第76号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第76号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 全てがですね、会計年度任用職員との関係がもとになって、それぞれにかかわってくるということなんですが、この文書ざっと読んで、今課長の説明聞いたから、じゃ中身わかったかというね、非常に難しいです。正直言ってよくわからないと言ったほうがあれかもしれない。会計年度任用職員の関係については条例的にはもう以前に議論してきたという形があるんですけども、しかもここでもって一覧表掲げているのが会計年度任用職員の報酬をベースにした非常勤特別職の月額、日額というのが表示されているんです。この額そのものについては何がどうなのかというあるんですけども、こうやったときに、私特別職の費用弁償の問題と、それから会計年度任用職員の関係で見えていって全体見たときに、ここでのメリット、デメリットというのは果たしてどうい

ふうに見ればいいのかなというのあるんですよね。非常勤特別職はこういう形で表示されているから、見えている。しかし、ここに見えてこないところの任用職員の関係、この辺でもってメリットがどうなのか、デメリットどうなのか、その辺のところは全然見えてこないという形なんですけど、ざっと言ってどうですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 会計年度任用職員以外の各種委員さんについては日額幾らとかという、こういう明確になっているというお話だと思うんですけど、会計年度任用職員につきましては先般の条例の中で給料表を一般職に準じてといいますかね、そういう形でやりますということですから、逆に言いますと事細かに1号給の場合何号だとかというふうな形の中ですと、職員と同様のわかりやすさというか、見え方がされてくると。さらに、今後の人事給与の公表の中ではフルタイム会計年度任用職員については一般職と同様に公表の対象となるということで、その年度ごとのどれぐらい給与として払っているか、もらっているか、そういった部分が明確になるというふうなことで御理解いただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今度新しい制度になってくると、例えば民生委員推薦会とか、いろんな委員がこの中から削除されているんですけど、その取り扱いはどういうふうになってくるのかお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回のものにつきましては、整理の中ですと、民生委員とか必要な残る職種につきまして別の規則等でですね、定めておりますし、今回もう例えば産業政策監のようにですね、今後当面の間そういう職がないと、必要ないなというものについてはそのまま削除させていただいているというふうなことでお考えというか、ごらんください。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） かなりの数を削っているし、必要じゃないかなというのものもあるんですけど、残るのは別のところで残すというのはどれとどれで、なくなるというのはどれとどれなのかちょっと教えていただいてもよろしいですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 現段階で任用の必要がないということでなくすものにつきましては、議案の参考のですね、1つには土地区画整理審議会の議員さんですとか産業政策監、今現在ちょっと手元の資料ではっきりしているのはそのところであります。

○委員長（八木清美） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第76号 妙高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

議案第77号 妙高市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第77号 妙高市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 議案第77号 妙高市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、民間給与の実態や地域の物価等、民間との均衡を図るための一般職の給料及び住居手当制度について人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に準じて改正するものであります。

新旧対照表を参考にごらんください。給料月額につきましては、対照表の一番最後についています給料表を見ていただくことになるわけですが、一般職の給料について民間との格差が生じている初任給を大学卒業で1500円、高校卒業で2000円を引き上げるとともに、若年層を重点に置いて200円から2000円の引き上げを行うものであります。平成31年4月1日に遡及して適用いたします。

次に、戻りまして一番最初の12条ですけれども、住居手当につきましては国家公務員の制度に準じて支給対象となる家賃額を1万2000円から1万6000円に引き上げ、支給の上限を2万7000円から2万8000円に引き上げるものであります。令和2年4月1日からの施行をいたします。

そのほかに会計年度任用職員制度の運用と成年被後見人制度に係る見直しにより地方公務員法が改正されたことによる当該条例の改正や条文の整理を行うものであります。

以上、議案第77号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第77号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 住居手当の関係なんですけれども、これは国家公務員法に合わせるということですけど、月額1万2000円が1万6000円を超える家賃という言い方すると、負担がふえるというふうに考えるんですか、これは、職員の。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） おっしゃるとおりのところもあります。一部には改善される職員、それと引き上げに伴いましてベースが上がりますので、減額となる職員というふうに分かれております。トータルとしましては、全体として11月現在での支給対象者が34人います。改定後に増額、または同額の職員が10人です。月額ですけど、300円から2000円の範囲で減額となる職員が24人というふうな形になっております。

以上です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 済みません。単純なところでちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

24条の4の中でですね、文章の中の最後にですね、その職務の特殊性等を考慮しに改めるといふ、この文言変えるという形になっているんですけども、その職業の特殊性を考慮しといふこの中身、意味合いはどんなことを指しているのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 給与等のところですね、定数条例に規定する職員とかですね、そういった中で給与等についてはですね、臨時職員、非常勤の職員については定数内の、現在一般職等を含めてですけども、そういった人たちとの均衡、それとあとですね、臨時職員もいろんな任務とか状況、保育士さんの場合ですと経験年数とか、担任を持つ、持たないとかですね、そういった特殊性ですとか、そういったのをいろいろ配慮するというふうなことで御認識をいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第77号 妙高市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

議案第78号 妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第78号 妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 議案第78号 妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限について見直しが行われ、地方公務員法が改正されたことに伴い、旅費の支給対象となるものを定めていた条文において、引用条項の整理などを行うものであります。

以上、議案第78号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第78号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第78号 妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

議案第79号 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第79号 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 議案第79号 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年6月に公布されたことに伴い、災害援護資金の貸し付けを受けた者がやむを得ない理由により支払い期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは償還金の支払いを猶予することができることとするほか、災害援護資金の貸し付けを受けた者が破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けたときは償還未済額の全部、または一部の償還を免除することができることを加えるなど災害援護資金の償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大等について改正を行いたいものであります。

以上、議案第79号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第79号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第79号 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

議案第80号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第80号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第80号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、さきにも説明がありましたが、国により成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度の見直しが

図られ、児童福祉法が改正されたことに伴い、同法の規定に関する引用条項が変更されたことから、条例を改正するものであります。

具体的には児童福祉法の当該条項中の第4号が第3号に繰り上がったことから、議案第80号参考の新旧対照表の下線部のとおり、本条例の条項についても同様に第4号を第3号に改めるものです。

なお、当市におきまして現時点で本事業を行っている事業者等はございません。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第80号に対する質疑を行います。

霜島委員。

○霜島委員（霜島榮之） 1点だけちょっと教えてください。今の新旧対照表の23条2の（2）で現行と改正案の中では34条の20第1項第3号のいずれにもというふうに4号が3号になるんですけども、1、2、3、4があったのが1、2、3になるということになるんで、この削られた中身というのは何があったのかというのを教えてもらっていいですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 児童福祉法の第34条の20号につきましては、その1号で先ほどちょっとお話がありました成年被後見人、また被保佐人を今までは養育里親及び養子縁組里親とすることはできないというふうな規定だったんですけども、この部分が国の制度の見直しによりまして削除されました。要するに成年被後見人、または被保佐人も児童福祉法の34条の中では養育里親ですとか、養子縁組里親になることができるというふうな規定になったんです。この部分が削除されたことに伴いまして、以下2、3、4号が条ずれを起こして上がったということで、当方の条例につきましては条ずれが起きただけで、内容については変更というのは生じておりません。

以上です。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第80号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

議案第92号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会所管事項

○委員長（八木清美） 次に、議案第92号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 議案第92号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算のうち、総務課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお開きください。中段の2款1項1目特別職・職員人件費の9300万3000円は、人事院勸

告に準じ、初任給を含む若年層に重点を置いた給与の引き上げを4月1日に遡及して実施するための増額分のほか、退職手当の増額分と今年度の支給実績に基づく調整をあわせて行いたいものであります。なお、退職手当につきましては、当初予算では定年退職者7名分を計上していましたが、今年度に申し出のあった勸奨退職6名分と普通退職者5名分について増額したいものであります。このほか1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産費、7款商工費、8款土木費、10款教育費に係る人件費につきましても同様の調整を行いたいものであります。

以上、総務課所管分について説明を終わります。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 続きまして、市民税務課所管分について御説明申し上げます。

予算書17ページをお開きください。17ページ下段から19ページにかけての2款3項1目戸籍住民基本台帳整備事業100万4000円は、マイナンバーカードのさらなる普及を図るために、国の補助制度を活用した交付体制を充実するための人件費やカードを交付1回に簡素化するための郵送料等を計上したものであります。

戻っていただきまして、予算書13ページをお開きください。歳入について御説明いたします。16款2項1目個人番号カード交付事務費補助金94万6000円は、さきに申し上げました戸籍住民基本台帳整備事業に対する国からの補助であります。

以上で議案第92号、一般会計補正予算（第6号）の当課所管分について御説明を終わります。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財務課所管事項について御説明いたします。

歳入でございますが、12ページ、13ページをごらんください。21款1項1目繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第92号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今の説明のあった中なんですけども、総務費の関係で妙高支所の関係ですね。妙高支所費の職員人件費が大幅に減っている。一般職の給料の額もそうなんですけども、先ほど説明あったかと思うんですけど、この減額についての中身をちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） それぞれの所管においてはですね、構成する職員の給与体系といいますか、もらっている給与のですね、額がそれぞれ毎年変化してくるわけでございます。したがって、大きく減っているというのは高額の職員が退職して、その分をそれより差のある職員が入ったというふうなことで御理解ください。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 17ページの関係でちょっとお尋ねしたいと思いますが、国でも今マイナンバーカード、今度はいよいよプレミアムポイントを付与するとかいろんな形で取り組みを進めているんですけども、今現在でですね、妙高市の場合どのくらいのマイナンバーカードが発行されているのか、その辺の延べ枚数わかりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今現在直近の12月8日現在、妙高市のマイナンバーカードの交付状況ということですが、

交付枚数では4176枚、交付率につきましては12.85%で4月以降ですね、今年度は新規で796枚を交付いたしまして、

交付率2.65ポイント改善をしているというふうな状況でございます。参考にとということで、県内20市の交付率の状況ということでございますが、妙高市におきましては3月末は上から9番目ということですが、現在4位まで改善をしております。全国平均より2ポイント低く、県平均より2.5ポイント高い状況ですが、交付率につきましても依然全国的にも低迷しているということで、さらなる改善が必要というふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） かなりの7人に1枚ぐらいですかね、。の確率で出ているということですが、コンビニ等の利用で証明書発行できるということで、便利さがこれからまた進んでいくのかなと思いますが、この中で出張申請の受け付けということがあるんですけども、この出張申請というのはどのような形で、どんな会場とか、またどういう人を対象にするのか、そこら辺どのような形で行うのかわかりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 現在も妙高市で今年度いろんな各種イベントのほうに出張申請を行ってきております。そのほか国のほうといたしましては、企業等に出向く中で積極的に出張申請の受け付けを推奨しておりますので、今後ともカードの普及に対しましては有効な普及策というふうに考えております。また、今後はですね、カード交付の利便策、普及策といたしまして、健康保険証の利用対策として国としてですね、今後各医療保険者や関係団体を通して積極的に企業や保険者に働きかけを行う中で企業等からの出張申請の要望が多く出てくるものと考えております。そういったことでこれからはですね、出張申請等に対しまして適切に対処することでカードの普及をさらに図っていききたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第92号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

○委員長（八木清美） 以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了しました。

---

所管事務調査について

○委員長（八木清美） 次に、所管事務調査を行います。

執行部側の関係課以外の方は御退席ください。

議事整理のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分



○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

所管事務調査を行います。

今回総務文教委員会では、職員管理と緊急対応についてと選挙に関しての2項目を調査することとしました。所管事務調査の進め方については、初めに調査担当である委員から調査理由と概要を説明していただきます。続いて、調査担当が調査項目1について質疑を行い、その後にはほかの委員の質疑を行います。調査項目1の質疑終了後、次の調査項目2に進むというようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1、職員管理と緊急対応について、調査担当の霜鳥委員より調査理由と概要について説明をお願いします。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今回は台風が大騒ぎをしていったという形の中で、ずっと台風問題を掲げておりますけども、この台風絡みの中でもって、本当に突然なことでもって市当局、大変御苦労もされてきたことと思います。職員についても初めての経験でもって、いろんな思いがあったのではないかなというふうに思うんですが、そんな形の中で改めて職員管理と緊急対応についてという項目を掲げましたんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務調査に入ります。たまたまというのか、突然というのか、運悪くというのかね、今年度に入って職員の辞職、しかもそれが現場を抱えている職員が辞職されたという、こういうことであります。やっぱり災害対応というのは現場職員が非常に大事だというのがあったんですけども、そういう中でもって個人のね、プライベートについては触れるつもりは毛頭ございません。2人辞職したこの事実関係をまず確認したいと思いますが、いかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今年度に入りまして、6月に農林課の主査が1名退職しております。それと、8月に入りまして、建設課の技師が1名退職、合計2名の退職がありました。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） こんな中で例えば8月でしたか、9月でしたか、大雨の関係もありましたけども、今回の台風甚大な被害ということもって、それこそそれ以降のものについては手不足でというね、苦労されたと思うんです。直接的にここでの影響、それがあったから、後からはそれぞれ所管課絡みの中でもって人事交流しながら事務整理等をやってきたという経緯だろうと思うんですけども、当初、まず災害対応という形の中でもって、影響はどのようなことがあったでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 当初の災害対応ということで、災害当日等のパトロール関係につきましては技術職員以外でも現場の職員、所管課の職員ですね、中心に対応させていただきました。一番影響があるという点につきましては、災害のピークが過ぎた後に被災現場をどのように把握して、それを今度市でやる単費の部分、それと災害査定に持ち込む仕分けも含めたですね、災害状況の把握とその復旧方法、積算、災害査定に持ち込むための資料作成、そういったところについては今回現有の職員でかなり負担が大きかったということになっています。その結果、超過勤務ですとかつながりまして、あと県のほうからですね、職員を派遣していただいて、災害の査定に備えた準備の関係、実際現場行ってもらって積算とか、あるいは今現在もですね、アドバイスをいただいたりとかしておりますし、そのほかにも国交省のほうからも、この辺うちが要請したわけでないんですけども、テックフォースという形でですね、派遣されて、災害現場を事前に国土交通省の職員5名、5名の10名体制で市内くまなく見ていただいて、その結果を市の職員が把握した点について見比べながら漏れ落ちがないか、あるいはこういった方法でいいのかと

いうアドバイスをいただいたところであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私はね、災害絡みというか、その中にもいたりしていてね、担当とやりとりしていた関係で認識はしているんですけども、今回は結局地元対応だけじゃなくて、当局だけじゃなくて、外からの応援体制、どこまでの範囲でそれができていたのかというのちょっと別ですけども、そういうことでもって応援体制が組まれて、今答弁あったけども、災害現地の確認、それから復旧の順位といいますかね、そういう情報収集に全国からみたいな形でもって支援に入ってくれたというのがあったんですけども、市民の皆さんもね、そういうことがあったというのはほとんど認識はないだろうと、別に公表しているわけじゃないんでね。委員会の中でも果たしてそれがどこまでというのは私もわかりませんが、今回そういう形で今課長言ったように県からというのあったけども、遠いところは四国あたりからもというのは国の関係でね。私も現地回っているときに測量業者が中越のほうから入っていたという、こういう事実関係もあるんですけどもね、大ざっぱに言ってどの辺からどの程度入っていたかという。災害協定の関係がありますからね、逆にこっちから支援に行っているという、そういう部分もあったりするからなんですけど、今後こういうものもね、活用していくという、そういう活用しているのって余りないほうがいいんですけども、そうなったときの対応ということ、やっぱり受けたときの認識をきちんと整理しておく必要があるんじゃないかなと思ったりするんですけど、とりあえずはよそからどの程度この支援体制として来てくれたのかなと。大ざっぱなところでいいんですけども、ちょっと聞かせてもらえますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 応援体制、応援派遣の関係ですけれども、先般の全員協議会の資料のほうにもですね、若干書かせていただいておりますけれども、当初のですね、災害の当日の12日から13日にかけてですけれども、災害対策の現地情報連絡員という形で国土交通省から2名、陸上自衛隊2名、新潟県2名、妙高警察署1名、もう12日の早い段階でですね、この方々は来ていただいております。そういった中で本市の状況等について市職員が行うのではなく、この人たちがそれぞれの担当のところですね、警察署は警察のほうに連絡したりして、済みません。そのほかに消防本部もですね、来ていましたけれども、直接連絡するような形がとられておりました。その後ですね、10月15日から18日にかけてですけれども、先ほども話しました国土交通省のテックフォース、緊急災害対策派遣隊、2班の10名ですけども、こちらのほうにつきましては徳島のほうからですね、国土交通省のほうで来ていただきました。今回被害が広範囲にわたってあったので、全国的ないろんな管区のところからですね、来ていただいているということで、四国のほうから来ていただきました。そのほかにですね、17日から18日の間ですけども、上越地域振興局から2名と柏崎地域振興局2名ですけども、農地の農業関係の施設の調査、設計等のためにですね、派遣していただいております。この上越地域振興局の方々についてはですね、今現在も何日から何日までという形ではなくてですね、いろいろ見ているとわかるんですね。この辺困っているなという適宜来ていただいて、いろいろ支援をしていただいている状況であります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） こうやって支援してもらったといいますかね、来てもらったという、こういう形の中で、災害がね、発生するのを待っているというわけじゃないんですけども、それは全国的に行ったり来たりという協力問題については、現場を抱えている職場の職員の皆さんはさっき課長言われたようにまずはその現場を確認する、それから大ざっぱに測量するという形になるのかな。その災害の状況を把握して、査定して国に申請する、あるいは単独でやるという振り分けをしてという。このときも現場行くのもそうですけど、この事務仕事だってやっぱり一般事務と違うわけですから、大変なことだったろうと思うんですよ。そこのところも庁内でもってやりくりしなが

らその作業を進めていったらというふうにするんですけども、ここでの人手不足といいますかね、カバーしていったといいますか、その辺の対応でもって何かの課題があって、今後こうだとかという、そういうのを何か見出すことができましたか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） おっしゃるとおり災害査定に持ち込む等についての事務仕事もですね、非常に複雑だとか、あるいは細かい部分がありまして、そういった意味でなれている職員がいなくなかなか回すことができないと。そういった中では係長職のところですね、過去の経験等生かして現場采配行っていたわけですけども、やはり人員の、災害のピークに合わせて人員配置しているわけでございませんで、不足というのはやはりありました。そんな中で先般も新聞に、報道にも出ましたけども、農業技術情報センターですか、そういった主に測量をやっているコンサルの方々ですけれども、そういう協定の中ですね、早い段階から入っていただいて、査定に向けた準備等をですね、測量設計、いろいろアドバイスいただいたり、協力いただいて、支援をいただいて対応しております。そういったところでほかにも土木技術につきましてもですね、今回建設課については課内でそれなりのラインがふえましたんで、他課からの応援というのはなかったんですけども、やはり農林課の部分、今回特に林道の関係、山奥のほうでですね、行くのもやってみたいなところがあったりして、非常に負担が大きかったところでは、たまたまですけども、ガス上下水道局の施設のほうの被害がございませんでしたので、そこにいる技術職員ですね、係長以下約3名体制ぐらいですね、現場の確認から全て一環して査定までの部分、今もまだ担当していただいておりますけども、対応しているというふうな形で何とか現在に至っているというふうなところですよ。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 大変御苦労されたということなんですよ。しかも、直接のね、現場を抱えている職場でもってそれぞれ1人ずつ、2人の職員がいなくなったと。やっぱり職員の位置づけというのは重たいんだということを経験したんじゃないかなというふうに思います。職員を大事にしながらという問題と今回の災害、たまたまそこに重なったという不運な問題もあるんですけどね、そういうものについてはやっぱりいつ何どき何が起こるか分からないというのがそもそもかなというふうに思っています。県の関係については上越振興局砂防事務所もですね、ここにあるから、直後にという言い方おかしいんですけどね、即もう対応してもらえんというところがあったりして、おかげさまでというのか、うちのところも災害あったりしていても、もう直接市を飛び越して県とやりとりしたという、こういう経緯もあったりするんですけども、やっぱりその辺のつながりそのものは大事にしていかなきゃいけないと。職員もそういう点では大事にしていかなきゃいけないということなんで、今後の対応として今回のこういうものについてはやっぱり職員管理そのものについてもきちんと踏まえていただきたいと思います。これを教訓にしてということでもってぜひお願いしたいというふうに思っております。余り細かいところは議論するつもりがございませんで、そういう対応のときにどうなのかというところでございませんで、私のほうはこれにて終わります。

○委員長（八木清美） ほかの委員から御質疑ございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 妙高市としてもいろんな市と災害協定結構結んでいると思うんですけど、今回の対応のときの各自治体の状況はどうだったのかちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回につきましては、災害協定の関係でですね、支援物資の関係については北名古屋からアルファ米ですとかそういった水関係ですね、支援をいただいております。そのほかに先ほど言った農業技術セン

ターの技術支援ですとか、新潟県建設技術センターでは土のう袋ですとか、そういう消石灰、災害対応のものをいただいております。ただですね、応援協定も含めてですけれども、今回そのほかに実際今後災害査定終わった段階でいろいろ発注業務あるんですけれども、発注して、それを施工管理していかなくちゃいけないというところで、やはり農業関係のところの手薄になってくるというふうなところの中で新潟県を通じてですね、総務省のほうに農業関係の土木関係ですね、1名の派遣をお願いしたいというふうなことで要望は出してしております。ただですね、今回広範囲にわたっていただきましたので、どこも手いっぱいだというふうなことでですね、全ての要求に応えられていないような状況になっております。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、これで1項目めは終了したいと思います。

次の調査項目に移りたいと思います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 次の関係で、避難所の関係です。ここでは特には私の場合には弱者対策、対応ということで、一般質問でも避難所対応やってくるんですけども、ここでは特には弱者対応という形で一般の人だけじゃなくて、弱者のほうについてということで、この弱者に対する対応については恐らく今回は急な話の中でもって、そこまで対応できなかったと。先ほどもありましたように手不足によってという、こういうことがあったんですけども、今回避難所でもってどの程度何がどうなのかという、避難所現場に行った職員からの報告書のまとめというのはどんな形でやられたのか、そこでの課題というのはどういうふうに見出されたのかなというのを先にお聞きをしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 詳細な避難所の関係については市民税務課長さんからの話になりますけれども、私どもの環境の中では全職員と、あと町内会長さんですとか、あと避難所の設置者の方ですね、今ヒアリングを実施している最中のところでもあります。全部まだ終わっていないところなんですけども、避難所について一番大きかったのが多くの避難所が開設されたので、ふなれな職員が行ったと。そこでもどンドン、どンドン人は来るし、何をやっていいかわからないというようなところで混乱をしていたというのが1つ大きなものがあります。その辺と、さらには開設も市職員だけでやろうとしていたとこもあったんで、当然手薄というか、1人、2人じゃ足りない。応援要請もありましたけれども、応援要請に全て応えられるわけではなかったという点がありました。そういった中では地域の方ですとか自主防災組織との連携というのがなされなかったなというのがあります。

あと、避難所の指定なんですけども、この辺もハザードマップとの関係もありますけれども、何であんな遠いところへ行くんだというようなところの中で、いろんなところへ、本来割り当てでないところにも逃げていったと、行かざるを得なかったという状況ですかね、そういうことがあったと。

あと、福祉避難所等の関係、介護避難所も含めてですけども、その辺が徹底されていなかったと。要は対応ですね。誰が来てという話ではなくて、受け付けるほうが福祉避難所としての設置規定があったんだけど、その辺についてマニュアルどおりというか、マニュアルも見直しますけれども、今の現状の対応ですらちょっとなされていなかったなというふうなところはあります。

あと、備品等についてもいろいろなテレビの話ですとかラジオ、あるいは無線等ですね、そういったところの使用、あるのに使っていなかったとか、使えなかったとかという、そういったことの不備があるというふうな認識であります。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 私のほうより具体的な避難所での要援護者に対する対応の反省点ということで一、二報告させてもらいたいと思います。

車椅子の方、あるいは高齢者の方ということで、要援護者に対しまして一部配慮が欠けていたということで、具体的には畳の部屋ですとか、福祉避難所への移動など、あるいは避難の声かけということで一部配慮が欠けていたのかなというふうに考えております。

それから、いま一点につきましては要援護者の方への対応ということで、保健師の皆さん方のほうで各避難所のほう回ったんですが、全ての避難所を回ることができなかったということで、数多くの避難所を開設したという中で主立ったところのみ回ったといったような状況でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 過ぎたことですね、そこでの課題を今後いかに生かしていくかということが今の課題だと思うんです。そういう絡みの中で今それぞれお答えいただきましたけども、その課題をとりあえず整理するところからだと。なれていない職員という形も今あったんですけども、なれていない職員だって当然経験していないから、いるわけなんですけども、避難所に対する職員の招集。特に避難所対応は市税課のほうで賄っているという形なんですけども、職員対応はそこの絡みの中でどんな連絡対応でもって行ったのかなと。

それから、人数配分については現地から手不足だというのを受けて応援体制という、そういう組み立てなんかできたのかできなかったのか、その辺はとりあえずいかがですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 先ほど総務課長のほうより説明がございましたとおりですね、想定した被害は非常に今範囲に及んだということで、多くの避難所を短時間で開設が必要だったということで、私ども避難所運営班ということで市民税務課が担当しているわけなんですけども、とてもそれでは人数が足りなかったということで、避難所の運営にふなれな職員の方も配置をせざるを得なかったということで、今ほどありましたとおりですね、配慮が必要な方々への対応ですとか、受け付けの部分などについてですね、運営マニュアルはつくっておるわけなんですけども、やはり一部でその対応が十分できていなかったといったようなのが実情でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 別に私はね、そのことを追及するつもりはないんです。こんだけもって、突然ですがということでもって、避難所をね、次から次へ開設して行って、そこへ常に人員を配置していかんきゃいけないわけですよ。最初の想定でいくと、避難所担当のところだけでもってその人数賄うかという、それ以前にも市内の中でもって避難準備情報が出て、それこそ山地のほうの避難所へもう派遣しているわけですよ。そういうところに経験のある人、それからセットで、2人組で行っていますからね、セットでもってまだ経験のない人一緒に行って経験をしてもらおうという、これ組み立てしているわけですよ。町うちがあったときには想定外。いきなりだから、経験していない、あると思うんです。ただ、そういったときの対応をどうするかという、ここのところを今後組み立てしておかなきゃいけない。マニュアルについてだって、ふだんは余り必要としないマニュアルなんです。ただ、いざといったときにどうなんだ。そのために防災訓練なんかやっているという、こういうことがあるんでね、したがってこの前も一般質問の中で出させてもらったけども、やっぱりマニュアルはマニュアルであったにしたって、この紙一枚配って、それでもってじゃ中身認識するかといったってこれは無理な話なんでね、だから今後のあり方としてはそういうものについてどうするか。答弁の中では職員に対してのそういう訓練もという話があったんですけども、そういう組み立てをやりながらきちんとした現地対応していかんきゃいけない。むしろ逆に言うとね、

山手のほうとかね、この間課長答弁の中ではさ、栗原も行きましたけどもとあったけども、栗原だって、あそこは矢代川の堤防決壊の関係で一応避難所開設して避難所暮らしと言っているのかどうなんだけども、避難したという経験あるとこなんですよ。だから、こういう経験を積んでいるところはね、それこそ誰が行ってもいいの。地元の人はみんな認識しているから。地元の皆さんだって自分たのやるべきこと認識しているし、市の職員にはこれをやってくださいと逆をお願いするくらいなんですよ。資材持って行って広げてどうのこうのなんて、みんなでもってできる。だから、そういうのがおのずとわかるような形づくりしておく必要があるのかなと。例えば斐太北ですかね、品物がわかる、わからないという話もありましたけども、あれだって地元でもって自主防の関係でもってね、何か訓練をやったりというようなときにちゃんと確認しておくというのは、これは地元の仕事でもあるんじゃないかなというのは私の認識なんですよ。だから、そういうことで、とにかく目配りをさせていただきたいというのは健全者ではなくて、弱者がそこ行ったときにどう対応するか。逆に言うと避難所行った健全者からもね、お客さんになってもらうんじゃないかと、ちゃんとお手伝いをしてもらおうという、こことこの位置づけをね、訓練の中できちんとやると。ところが、市の職員行ったからって、若い職員行くとね、地域のそういう役員にね、何だかんだとなかなか言いつらいというのもあると思うんですよ。だから、そういうものもマニュアルの中できちんと組み立てしながら、そこでもってきちんとしてもらおうというのは特に防災士、自主防の役員さん、地域、町内の役員さんということだと思っただけで、この辺のところはこれからちゃんとそういうマニュアルもつくりながら指導していくんだろうというふうに思っていますけども、その辺のところもお願いしたいなと。

あわせて、弱者対応という形の中で、ふだんあっちゃ困るというのは前提にしてなんですけども、例えば避難せよといったときには関係プレーの中でどこがどういう人がという、そういう状況わかるわけですから、避難の場所、一般的に町内の皆さんの避難所はどこどこですよと言っているけども、そういう弱者の人たちには避難勧告、避難指示が出たときにはあなた方はどこどこへ避難してくださいよというこの辺の位置づけもね、明確にしておく必要があるのかなというふうに思ったりするんですけども、課長、総体的にちょこっといかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 避難所の運営について、今までの考え方ですと市の職員が中心になって、そこでコーディネートしてやっていこうというふうなことでマニュアルは構成されているところです。ただ、その中でコーディネートする中で地区の町内会長さん、あるいは自主防災組織の皆さんをまとめてそれぞれの役割分担をした中で運営していきましようということは書いてあります。ただ、それは書いてあるということで、それについての実践というのは今までやってこれたかというやっちはこれきていないというところです。そういったことで、1点目として運営するためのコーディネートの力量というのは1日やそこらで、また避難訓練等でですね、できる、できないという問題ではないと思うんですけども、そういうのは一般的な事務仕事でも役立つことですので、そういったスキルアップを現場対応とかですね、技術職員や何かは特に現場のね、町内会長さんたちといろいろ話をする中でいろいろ調整してきたりするそういう能力というのは高めていきたいというのが1つあるのと、あとマニュアル、今後見直しするにしても、今あるマニュアルの徹底というのは1つ大前提としてあるなと思っています。これについては年末までの間に係長以下の職員ですね、全職員についてですね、いま一度徹底というか、現場の受け付けの用紙や何か実際見てもらって、どういうふうに書いて対応するんだ、あるいは無線はどうやって使うんだというのをですね、訓練したりするというのはこの年末までには実施したいというふうに考えています。

それと、あと地元との役割分担でしたすかね。地元との役割分担、避難所の運営、一番難しいと思うのは町なかのを複数の町内が共同して利用するようなでかいところです。総合体育館や何かはどう対応するんだという点についてです。そういったのは総合防災訓練だとかそういうのを毎年できればいいんですけど、なかなかできない

んですけども、やったときに関係する町内集まっていたいただいて、少なくとも役員さんは1回ぐらい集まってもらって、そこで入りの部分で職員来れないときもあるし、地域で運営する場合こうしましょうと、誰が親をとるかというか、リーダーになるか、どういう体制で役割分担するかというようなことをですね、まずマニュアルそこに配置しておいて、市の職員来なきゃこうやってやるんだな、あるいは市の職員来ても最初に打ち合わせをして、じゃこういうふうにいきましょうというのをですね、やれるような体制は組みたいなと思っています。

それと、あと避難訓練ですけれども、各地域の、先ほどもちょっと話しましたが、85%ぐらい、訓練の実施率です。そういった中では何とかこれを100%に持っていくような形の中で、先ほど無線の使い方の話もありましたけれども、それ以上に自分の地域のことは自分でということも含めてやりたいという、そういう意識を持っていただくと。それは、長い時間かかるかもしれませんが、少しずつ歩みを進めていきたいなと。

それと、あと特別に支援の必要な方については、福祉というか、介護避難所の担当の福祉介護課のほうともちょっと先般話をしたんですけども、もうそう何人もいるわけじゃないです。ですから、もうあなたはこういう状況になったら、例えば避難住民情報出た段階でこの施設へ行ってくださいというようなことをですね、決めておいたほうがいいんじゃないかと。そのほうが逃げるほうも安心してられるし、来るほうも誰々さんが来るんだなというふうな安心感もあるんじゃないかなというふうなことであります。ただ、施設とのいろんな調整ございまして、すぐこの場でこうなりますということは言えませんが、今後施設との調整だとか、そういう方々との調整をした中で可能な限り、100%に向けてですね、そういう体制を組みたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 1回にぱっといっぱいことしゃべっちゃったんでね、長々あれだったんですけども、弱者対応という形の中で、例えば在のほうは正直言ってさっき言ってみたいに地域の皆さんみんなわかっているから、そんなに心配せんでいい。町なかでもって今回みたいに避難所開設したときには、いろんな方がそこへ集まってくる。そんな中で避難所運営の問題と健康問題の関係があるから、そこに何人いるかあれなんですけども、保健師さんを1カ所1人とかという、そういう限定じゃないんだけど、そういうところにもやっぱり保健師さん等の派遣するとか、福祉関係の介護せえというんじゃないけども、中身のわかる人が派遣されるとか、あとはそういうの上というかね、先に立って介護施設との連携プレーをとれるような本部の連絡網、この辺のところもやっておくと。直接そちらからの支援、応援体制が組めるんだったらそっちのほうの介護職員の応援も受けるとか、避難所は別だよとしてしまえばその心配ないんだけど、ただいざといつときにはマニュアルどおりにいかないという問題もあったりするから、次のステップということでそういうものも視野に入れておくというようなこともあってもいいのかなというふうに思ったりします。マニュアルができた時点で、いつの時点でそれをきちんと現地对応していくか、順次やっていくという、この辺のとこかなというふうに思っております。今回も車椅子の方は、非常にせつない思いをしたと。この思いをそのままないがしろにするわけにいかないんだということで私もくどく言っているわけですが、今後そういうことのないような形づくり、幾らやったってこれでよしというのは、100%というのはあり得ないんで、そういうことでもって進めていただきたいと思います。マニュアルができた時点で、また中身を確認させていただければと思っています。

私のほうはその辺で終わります。ありがとうございました。

○委員長（八木清美） ほかに。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 今回の件で結構ですので、教えてください。運営マニュアルがあるということなんですが、避難所での受け付けのところでのどのような対応をされて、特に受け付けをしたときの記載する名簿、それについて

教えてください。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 具体的にはですね、今ほどお話いただいたとおりですね、避難所運営マニュアルに基づきまして避難者名簿を世帯ごとにお渡しをさせていただきまして、氏名、住所、病気など、あるいは配慮事項などを記載をいただいているということです。ただしですね、今ほど急な中で、非常に相当こういう広い範囲の中で避難所を短時間で開設する必要があったということで、いろんな準備品等の不足が発生したということで、まずですね、今回20カ所避難所を開設をしております。その中で各世帯ごとに作成をいただく避難者名簿をですね、5カ所につきましては数が足りなくて、全て配ることができなかったということです。そういうことですね、その地区につきましては担当職員がですね、後でまず避難所に全員を入れた中で、職員が後で避難者の数、必要な項目を把握したということで、そこでまず不足する備品類等につきましては、現在既に全て指定避難所については関係備品、その他の情報関係、被害情報等のわかるようにですね、ラジオ等全避難所のほうに配置を完了したと、完了済みというような状況でございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） わかりました。当初私がお聞きしていたのは人数を、何々家5名とかというふうに受け付けをしていたというふうに聞いていたので、これではなかったということですね。細かく世帯ごとにやっていたということですね。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、天野委員さんがおっしゃるとおりですね、世帯単位で名前まで書くのが通常の例なんですけど、時間がなかったということで世帯単位で避難者の数5名とか3名とかということで把握をしていたと。なおかつそれでも用紙が不足したところにつきましては、とりあえず避難所の中に入っていて、後で職員で避難者の数を把握したと、世帯ごとに把握したという。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今回急だったということで、今後の対応に生かしていけばいいとは思いますが、例えば職業欄、差し支えなければですけど、あとお手伝いができるのであれば、私だったら何ができますよとか、中には介護職員であったり、学校の先生であったり、例えば電気関係、IT関係に詳しい人がいたり、いろんなところで避難する側からお手伝いができる方も多分いると思いますので、そんなことも備考欄に書き加えられるような項目があると総合力で運営がしていけるんじゃないかと思いましたので、まずそれが1つ提案です。

もう一つ言いますね。ペットの対応なんですけど、今回ペットを連れて避難をされるような方が実際にたかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） ペットの関係ですけれども、当方で把握している範囲ですけれども、新井南小学校のほうで犬が2匹というか、新井のふれあい会館とコミュニティセンター共同であけてありますけど、犬1匹の猫2匹、農村環境改善センター犬1匹、新井北小学校犬1匹の犬が5匹の猫2匹というふうな形で把握しております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 済みません。もうちょっと前の話をぶり返しますけれども、2004年の10月23日に中越地震が起きました。このとき急な対応で山古志村からヘリコプターで住民が避難するということがあって、その後「マリと子犬の物語」という映画の題材にもなった、そういう映画を見た方がいるかと思うんですが、実際には人間のみが避難をすることができて、飼っているペットは置き去りと、こういう映画だったと思います。その後、数週間後



に現地にまた戻ったときに犬が赤ちゃんを産んでいて、親はやせ細って飲まず食わずの中、赤ちゃんだけにはおちちを上げて丸々と太っていたと。それぐらい人情の厚いペットがたくさん妙高市の皆さんも飼っていらっしゃると思うんですが、まず今回ペットがいることで避難所に入れず、ともに一晩車の中で過ごしたという方がおられました。また、ペットが3匹いるお宅は1人が残れと言われて、ペットがいるために、避難しなかったと。家族は避難したんだけど、ペットのために1人残ったという。また、ある高齢者ですが、ペットがつながっているのに、餌を与える人がいないということを心配して、わざわざ家までペットのために戻ったという高齢者の方がいたと。こういうことが考えると、今後家族と同じと思っているペットをどう避難させていくかというのを考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今ほど総務課長のほうより個々の状況話をさせていただきましたが、今回の台風被害におきましては避難所5カ所です、ペットを連れての方がおまして、ケージなど必要な備品を持参した方は4カ所で、そういったものを持ってこない方につきましては1カ所で避難所で受け入れをすることはできなかったということで、御承知のとおりですね、ペットに対するアレルギーがある方、あるいは苦手な方ということで、基本的には避難する方と同じスペースにしないということを原則にしながらですね、自主運営組織の方、施設管理者と協議する中で、ペットの場所を特定する中で分けけて配置をしているということで、そういう方については、そういうところについては受け入れをして、可能だというふうな考え方です。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） じゃ、確認させていただきます。自宅からケージを持ってくる、それからきちんと餌を持ってくる、そういった方については外にケージを置いて、避難所には入れない形であったとしても、一緒に避難ができるということが可能ということでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） ペットの避難というか、ペットを連れて避難ということなんですけども、この辺完全に徹底はされていないんですけども、今回自主避難所の設定のときに放送と一緒に流させていただいたんですけども、ペットにつきましてはケージ等に入れていただいて、餌をですね、何日か分とか持ってきてくださいと。そうした場合施設、玄関先ですとか、使用していない部屋とか通路等ですね、ケージの中で過ごしていただくというか、受け入れますよという形で放送させていただきました。ただ、今回その放送のときだったものですから、今後についてはいろんな防災関係の訓練ですとか、あるいは広報等ですね、ペットと一緒に避難される方についてはケージ、あるいは餌の関係、そういったものを用意して逃げてくださいと。だけど、一緒のスペースではちょっとなかなか難しいですよ、いろいろアレルギーの方とか配慮しなくちゃいけないんで、ちょっと部屋は別になりますけど、同じ建物のところで一緒に避難できますというふうな形ですね、広報をしっかりしていきたいなというふうな考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 弱者対応ということで、若干その面について質問したいと思いますが、私何年前も民生児童委員と家庭との関係で質問したこと、随分前ですけども。そのときにやはりその家庭の内容ですね、要支援介護者、どういう状況の人たちがその家庭にいるかということの情報は重要ではないかというような質問したんですが、例の個人情報保護法でそれはまずいという回答だったんですが、例えば今回の19号で避難勧告だとかいろいろ出ていますが、やはり民生児童委員がですね、その辺の避難に対しての誘導だとかというのは私は重要だと思うんですね。ふだんはそういう形で民生児童委員は各家庭の状況把握をされていると思うんです。そういう中でこういう緊

急時については、そういうふだん社会的に活躍されている民生児童委員の方の位置づけというのは非常に重要じゃないかと思います。自主防災組織の防災士の活躍もいいんですけども、それよりもやっぱり民生児童委員の皆さんの状況把握というのは非常に重要だと思うんですが、その辺はこういうような避難所対策とか、避難のときの連携はどういうふうにお考えですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） おっしゃるとおり民生児童委員さんですとか民生委員さんたちがですね、避難のこういつたときに重要だという、そのとおりだと思います。要支援者名簿というのをつくらせていただいて、本人がですね、希望しない場合はつくれないんですけども、つくれる方は要支援者名簿という形で、例えば私が要支援者で足が悪いと、逃げる時は誰と誰がサポートしてくれますよと、どこが悪いですよとか、家族の連絡先がどうだという、要支援者名簿というのはそれぞれつくっております。それは、地区の民生委員さんにもお配りというか、できたものは配付させていただいて、それぞれの避難等ですね、災害時についてはその方の状況把握というのは今民生委員さん等にもしていただいているものというふうに認識しておりますし、何名かの先般も町内会長さんと情報交換する中では、町内会長さんも要支援の方々については避難住民情報の段階で全部の家庭回って、これこれこうなったらこう逃げようねというふうなことをですね、話ししていったとか、そういう話も聞いておりますので、それが全部の民生委員さんに徹底されていたかどうかというのはちょっと今現在把握しておりませんが、民生委員さんの活動の中でそういったことが重要な位置づけにもなっていますし、災害時にはそういった行動が一つ一つの命を救う行動につながるというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ぜひそういう密な連携をとっていただきたいと思います。

それと、もう一つはそういう民生委員さんとの連携の中で、今希望される方ですけども、そういう方の状況がわかるわけですから、最初から一般的な避難所に避難するというんじゃなくて、そういう方はこういう施設に、こういう病院にという、そういう事前的な対策というのは必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） その方の、支援の必要な方の状況によってだというふうに認識しているんですけども、基本的に先ほどもちょっとお話ししましたけれども、本当に介護が必要で通常の避難所に避難した場合受け入れる側も混乱している中で、とても不自由な思いをというか、適切な対応ができない可能性が高いという方については、そういった方々優先順位つけてですね、どういった形であるかということについては今後福祉担当班ともですね、協議する中で対応、今言ったように配慮するような形の方向性ですね、協議していきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。先ほどの状況じゃ避難所へ入ってからどうするかということでは対応が遅いと思うんですね。だから、そういう方はもう事前に避難先を決めておくとか、そういうことがスムーズな避難誘導につながると思いますので、ぜひそれは今後、というのはこれから俗に言う高齢化社会ということになりますので、そういう事前の政策だとか準備だとかというのが非常に重要になってくると思うんですね。1カ所にみんな集めてさあどうするじゃなくて、事前に避難先を決めておくということがこれからはごく重要な部分だと思いますので、ぜひその辺の検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、1番の職員管理と緊急対応については終了いたします。

続いて、2番の選挙に関してということで、委員長交代……

〔「ちょっと職員移動しますんで」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時52分

○副委員長（霜鳥榮之） 休憩を解いて会議を続けます。

委員長を交代して順次進めます。

2番目の選挙に関して。

八木委員。

○八木委員（八木清美） では、よろしくお願いいたします。選挙に関しての調査を行いたいと思います。

ことし7月には市議会議員選挙で改選がございました。また、同時に国政の参議院選挙がございました。その折に支所からですね、妙高地区については投票所の統合により廃止する箇所がありましたということで報告を受けたんですが、以前からそういうふうにして統合ということも聞いております。削減、そして廃止ということもいたし方ないのかなということもございますが、またその一方で投票所によっては閉鎖時間の繰り上げが行われております。こういう機会にですね、選挙権の公平性についてどのようなかということで調査したいと思い、それが目的となっております。

○委員長（八木清美） それでは、調査項目1番。

八木委員。

○八木委員（八木清美） いきなりなんですけれども、そういうことからですね、移動期日前投票所のあり方についてどのように当市の場合は考えているかということについてまずお尋ねしたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 移動期日前投票所ということで、先般4月21日の参議院議員選挙においてですね、柏崎市の選挙管理委員会が県内で初めて自動車による移動期日前投票を実施したというふうな記事が載っていました。それについて妙高市としてどう考えるかということでよろしいでしょうかね。

○八木委員（八木清美） はい。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 移動期日前投票についてはですね、投票所へ移動が困難な有権者にとって、投票所まで行かなくても近いところで投票できるという、そういったメリット、投票しやすくなるというメリットあるなというふうに考えております。その一方でですね、当市の場合というかですね、二重投票を防止するための対応策というのが必要になってきます。現在当市の場合投票所の投票者の管理についてはコンピューターといいますかですね、ネットワークを使いながらですね、住民情報システム連動する中でいろいろシステム組んでいるわけですが、そういったところの安全性の高い通信環境というのの整備というのが大きき必要性があると。リアルタイムで投票の受け付けを行って処理もするというふうなところの中でですね、やるには課題があるというふうなことで認識しております。現段階で具体的にですね、支所と妙高高原支所でも遠距離でですね、投票できているじゃないかと、であれば移動でもできるんじゃないかというふうに考えられるんですけども、今回当市の場合には両方の支所については固定回線を使ってやっています。要はワイファイ環境じゃないというふうなことでですね、より安全性というか、セキュリティーの高い回線を使って、専用回線を使ってやっておりますので、そういった環境が

構築できるというところがある意味状況かなというようなところで思っています。

それと、あとセキュリティ対策確保がされた際に検討したいということと、ただ先ほどの地域共生課の話の中でも出てくるんですけども、選挙の行きやすさ、投票所への行きやすさということも含めて買い物支援だとか、通院の支援ですとか、そういった足の確保みたいなものをですね、総合的な便利さを今共生課をつくって解決しているという動きがあります。そういった中でそういう通常的生活支援の便利さが向上するということは、イコール投票所へも行きやすくなるということにつながりますので、今の段階はまずそのところをしっかりと対応していきたいというふうに考えています。

○副委員長（霜島榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） ということは、地域共生課ができることにより、移動投票所というよりはバスの確保を最優先したいという考え方でよろしいですか。

○副委員長（霜島榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） バスの確保というか、いろんな支援のあり方があるのかなと思います。1つは、おっしゃるとおり公共交通の中でのバスの確保もありますし、ほかにもいろいろ道路運送法の関係もありますけども、そういったのもクリアした中で個人的に自分の車で送ってあげたりとか、会員制のですね、そういった送迎とか、そういったことも含めてですね、利便性が向上する中で投票所行きやすさみたいなのも確保されるんじゃないかなということでもあります。

○副委員長（霜島榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 投票所までいずれにしても足を運んでいただいて、そして投票できる機会を確保したいということで、足を、バスとかいろんな運送機関を利用してですね、そこまで、現地までしていただきたいという方向なんですけれども、過疎地においては私も今回の改選時バス等で回ってみますと、夕方なんかですと、もう非常に空き家が多くてですね、電気がついていないという状況で、これだけ過疎が進んだのかということをもって体験しました。また、その地域でですね、過疎地域で回ってみますと、選挙そのものがですね、本当にあるのかないのかもよく情報が伝わっていないような、そういう孤立したと言っては失礼ですけども、そういう地域もございます。そういった中でいろいろ先ほどメリットもデメリットもあるとおっしゃいましたけれども、全国では移動投票所が非常に広がりつつあるということをお聞きしておりますし、調べたところによりますと徳島県の西部の山間部2万5600人程度の人口のところでも移動投票所ができて、非常に地域の方々からですね、来てくれるからこそ投票できるとか、非常に便利だということを地域の方々がおっしゃっています。そういうこともございますし、今回県内で初ということで柏崎市で、柏崎市は8万4700人という人口ですけども、そういった中で地域の要望があって、そして3カ所においてですね、開設場所を設けて、約45分から1時間ほどの時間を、短い時間をとってですね、投票所を開設したということをお聞きしております。非常に短時間ですけども、その時間に集約してすることによって、立会人の確保ということに非常に支障を来していた柏崎市についてはですね、そのことが非常にクリアできるということで、よかったということをお聞きしておりますけれども、こういう立会人の確保という点からですね、当市の場合はどのような状況かお聞きしたいと思います。

○副委員長（霜島榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 立会人の確保という点につきましては、朝の7時から夜の20時までの長時間にわたってということの中でですね、どこの投票所も苦慮しているというところであります。そういった中で今回妙高地区ですけども、関温泉の消防器具置き場の投票所ですとか、上樽本の集会所の投票所みたいなところはそういった人員の確保というのが難しい。そういった意味で投票所についてはもう維持していけないというふうなお声が

あたりしている状況で、投票所の閉鎖ということにつながっているところでもあります。したがって、今後ですね、人数がいるから、その投票所は大丈夫だろうというだけじゃなくてですね、いろいろな生活スタイルの変化の中ですね、投票所の立会人等の確保、3名どうしても必要なわけですけども、難しくなってくるというのは痛感しているところでもあります。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 今ちょっとよく聞こえなかったんですけども、期日前投票所ですね、市職員と2人の立会人というところもあるんですけども、もう一度、本市の場合は市職員と立会人の数というのは限定されているのでしょうか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長補佐。

○選挙管理委員会書記長補佐（横田晃悦） 今期日前投票ですが、投票管理者が1名、それと立会人が2名ということで、合計3名ということで、その3名で選挙の執行を確認していただいているという状況でございます。そのほかにですね、市職員といたしましては、その選挙によって違いますが、投票の入場券を受け付ける係、それと隣のですね、投票券を1種類だったら1人ですね、2種類だったら2人とか、そういうことで最低2人ですかね、受け付けて投票券を1種類だったら2人、投票券2つだったら職員が2人ということで、それが職員が、正規職員もそうなんですけども、今臨時の方の中で対応しているという状況です。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 全有権者の投票が終わってもですね、投票所は終了時間まであけ続けなければいけないということもございますし、住民からは立会人として長時間座っているのはとてもしんどいということもお聞きしております。投票所の統合を検討せざるを得ないということは仕方がないと今回の4月でも考えておりますけれども、でも車の運転ができないお年寄りにとってですね、先ほど車とか、そういう手段において現地までということもお聞きしましたけれども、1票の重みという点では非常にお年寄りが自分から足を運ぶという点についてはですね、非常にづらい部分もあるかと思えます。足腰もなかなかたないとか、近くだったらいけるんだけどということ、やはり不自由でもあるし、だったら行かない、今回やり過ぎそうかなということにもなって、投票率の低下にもつながるのではないかなと思うんですが、そういう点からいって移動投票所によってその地域に向いてですね、投票できるのが一番いいのではないかなと思うんですけども、今回の選挙、今までの選挙もありましたけれども、地域からそのような声、住民からそのような要望等はお聞きになっていないですか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 今回の選挙、市議員と参議院選挙ダブルだったんですけども、そういった要望というのは今回は聞いてはおりません。把握してはおりません。今回の移動投票所の件につきましては、そういった通信環境のですね、整備、これからどんどん便利になってきて、ましてスマートシティというような形の中ですね、いろいろそういう利便性の確保みたいなところも研究していかなければならないテーマの一つではないかなと思っています。そういった環境が整った段階で地域の需要といいますかね、ニーズみたいなのも把握して、どのように対応するかというのは、来年とかね、そういったところでは無理かもしれませんが、将来的にはですね、十分検討に値するといいますか、投票率、あるいは投票所の投票したいんだけど、できないという方ですね、そういった思いをちゃんと投票に反映できるということは大事なかなと思っています。

それと、あといろいろ前段お話しして、足の確保のこともお話ししたんですけども、逆にそういう方々を連れて、投票所に連れてくるということについてはいろいろ公職選挙法上ですね、投票の誘導みたいな形の中ですね、非常に微妙な部分がありますので、実現するとすればこちらから移動投票所をとというふうなほうの実現性があるかな

というふうに認識しております。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 今非常に前向きな御答弁もいただきましたし、検討するというような形で、将来的には移動投票所も考えてみたいということで、そのように受け取ってよろしいでしょうか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） いろいろ私に決裁権がないので、選管の書記長ではありますが、ここで決定というふうな話はないですけども、そういうふうな利便性みたいな確保の中ではですね、今後研究もしていかなくちゃいけないと思いますし、研究してゴーサイン、要は費用対効果じゃないですけども、費用面でもね、物すごく通信環境整えるのにこんなにかかるんですかみたいなどころでない、もっと手軽にできるような環境も将来的にはできるんじゃないかなというふうなことも想定されますので、そういった段階で地域の皆さん、どこどこをどういうふうに回るかということも含めてですね、ニーズ等把握した中で時期が来れば実現したいなというふうに考えております。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） ありがとうございます。先ほど要望はないということでおっしゃってございましたけども、もうそういう段階というよりは、声なき声というんですかね、実際に街宣車で回ってみると、もうこれではどうにかしなきゃいけないなということを経験したので、そういうことを強く要望したいと思います。

1番は以上です。

○副委員長（霜鳥榮之） ①について、そのほかの委員からいかがでございましょうか。

高田委員。

○高田委員（高田保則） ちょっと再度お聞きしますが、今課長、投票所の閉鎖の理由として立会人がいないからというような答弁だったんですが、それは立会人がいないから、投票所を閉鎖するということ、そういう理由なんですかね。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 立会人につきましては、やっぱり地域の方の顔のわかる方が原則いなくちゃいけないもんですから、地域の方から立会人をお願いしているところなんですけども、そういった中でやはり先ほど人数が少ないというのもそうですし、長時間そこに座っていかなくちゃいけないというところの中で、高齢化率が100%に近いようなところも含めてですね、ちょっとこれは維持できていけないというふうなところですね、現場の投票所のほうからですね、地区のほうからもう閉鎖はやむなしというような声で上がってきているのが今の現状です。

○副委員長（霜鳥榮之） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私も概念として多分そういうことじゃないかなと、立会人の資格といいますかね、資格ではないんですけども、そういう人たちが要請しているのは多分そういう概念だと思うんですが、ただ今町場でもそうだと思うんですが、ほとんど近所づき合い、地域コミュニティが薄いところではね、そんなに例えば100世帯の人々把握しているなんてことはほとんどないわけですよ。そういうことで、私は立会人が不足ということも現状ではあると思うんですが、18歳から選挙権があるとなればそこまでおろしても立会人は多分そろえると思うんです、人数はね。ただ、今の知っているか、知らないかという問題は、でも現実問題として私も投票所行きますけども、私すら知らない人いっぱい立会人にいますよ。恐らく相手も知らないと思うんですよ。そういう状況の中で、そういう概念でやるということもちょっと私は問題があるということで、ちょっと御意見したいと思います。

それと、もう一つは利便性ということで、地域共生課で考えるということですが、また私は投票ということ  
は利便性の問題じゃないと思うんですよ。やっぱり投票するのは義務だし、投票するのは権利だし、その義務、権  
利を自治体、行政はどうやって守るかというのが、買い物ができるとかできないような、そんな問題よりもっと  
大事な問題だと私は思うんです。ですから、そういう投票権については、この後に出てきますけれども、やっぱり権  
利、義務を行使するについては行政は絶対的に私は対応すべきだというふうに思うんですが、地域共生課の中で利  
便性を考えた上でやるということとはちょっと私は違うと思うんです。その辺いかがですか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 地域共生課のほうで投票所の利便性を考えるというように誤解されているよう  
で、ちょっとあれですけども、決して生活支援の中ですね、投票のしやすさ、あるいは投票権の権利の確保み  
たいなところを考えているという意味ではなくてですね、そういうのが便利になってくると、間接的にそういうこ  
とも考えられますというふうなことで、第2次的なところで言ったということで御理解いただきたいです。原則と  
すると、後段八木委員にもお話ししましたが、これから通信環境の整備だとか何かいろいろと便利な社会に  
なってきた段階で移動投票所みたいなこともそこにいらっしゃる方が何人いらっしゃるって、どれくらいニーズがあ  
るかということも含めてですね、総合的に勘案した中でいろいろ考えていきたい。そっちのほうはどっちかとい  
うと直接そこに遡及する対応策だというふうに考えていますんで、ちょっとその辺誤解があるんじゃないかなとい  
うので、私たちは決してそういうふうには考えていなくて、地域共生課がどうだこうだというんじゃなくて、選挙管  
理委員会として住民の皆さんのより投票しやすい環境等についてはできるだけ配慮していかなくちゃいけないとい  
うのは責務だというふうに思っていますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私妙高高原ですけど、投票所どこにあるか大体わかりますし、その周辺の投票所利用する人  
たちがどのぐらいの距離を移動するかということも大体わかるんですが、同じ投票所の中でも1集落1投票所でも  
やっぱり1.5キロぐらいの距離を移動しなければ投票所行けないという集落もありますし、2つ、3つ重なる場合は  
2キロ以上移動しなくちゃいけないという集落もあります。そういうところはですね、しかもそういう遠いところ  
は高齢者、もう70、80の人ばかりがいるようなところですよ。だから、そういう人たちが2キロ、1.5キロ、投票  
所まで来れるというのがなかなか至難のわざだと。皆さんも、旧新井地区でもありますよね。だから、そういうと  
ころはやっぱりね、利便性なんていうもんじゃなくて、やっぱり自分の権利、義務を果たすということになればや  
はり移動投票所というのはね、これは法律もありますけども、どっちかという選管で決定できるような案件だと  
思うんですが、そういうものは早急にね、通信網がどうのこうのじゃなくて、現実に柏崎だってやっているわけ  
ですから、そういう利便性というよりも権利、義務に対応するとなれば即私やるべきだと思うんですよ。そういう  
ことでそんなに3年、4年、5年なんてもんじゃなくて、早く、選挙はいつあるかわかりませんが、でも市議会議  
員選挙は4年に1回は間違いなくあるわけですからね、衆議院、参議院と違って。そんなようなことを考えて、ぜ  
ひ早目に、検討はずっと長くなっちゃうんで、実施、対応やっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○副委員長（霜鳥榮之） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（霜鳥榮之） ほかにないようでございますので、次の項目に入ります。②について。

八木委員。

○八木委員（八木清美） ②番に移らせていただきます。今後ですね、投票についての支援策が必要ではないかという

項目ですけれども、18歳以上ですね、1票の重み、みんな平等にいただいている重みですけれども、そして投票しやすい環境づくりという意味では非常に支援策も今後必要になってくると思います。例えばですね、認知症の方とか御病気を持っていていらっしゃる方、そして障がいのある方々も含めてですね、いろんな意味で支援策というのが考えられると思うんですけれども、その点どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○副委員長（霜島榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 投票しやすさということで、この②番の回答については事前にいただいていたので、①番と同様の移動投票所みたいな形の中での支援策、そういったことを想定していたんですけれども、通常の障がいのある方の投票行動に対する支援という面については投票所のバリアフリー化ですとか、そういったことで配慮しているところですし、点字投票等ですね、設備等もいろいろ、選挙広報についてもですね、そういうのをつくったりして、ちゃんと候補者がわかるような形といいますか、そういう状況整えて今までできていますので、そういった中で今後どういった、具体的にどう支援される方がいらっしゃるかということも含めてですね、対応考えていかなきゃいけないんですけれども、できるものはできる限り対応していきたいというふうには考えています。

○副委員長（霜島榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 移動投票所が非常に前向きな御答弁いただいたので、そこからちょっと外れたかもしれませんが、いろんな支援策というのは必要になってきますので、また選挙もごございますので、その辺もまた考えながら移動投票所も含めてですね、弱者に対する支援策を考えていただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（霜島榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 選挙についてはですね、基本的な考え方とすれば全ての方がですね、本当にストレスなくですね、選挙行動につながるような形というのが理想型として一つ大きな目標としてあるんじゃないかなと思っています。行きたい、投票したいんだという方は、すべからず何か障害があって行けないということがないようにするというのが一つの大原則だというふうに考えています。そういった中で投票所から遠いんだということからすると、先ほど言った移動投票所の検討ですとか、そういう投票所自体が近くに行くという方法も一つ検討素材としてあるんでしょうし、将来的にそういったことも必要に応じてやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうな、ちょっと直近ではなかなか条件的に厳しいところもありますけども、そういうのも将来的には実現していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。

あと、ほかについて言えば仕事ですね、忙しくて行かないんだという方については、今本当期日前投票も8時から12時間対応ですね、月曜から土曜日までやっています。そういった中で期日前投票の充実というのを今やっていますし、そういう本当に簡単にできるんですよ。たしか今回の市議選と参議院選の期日前投票の投票率ですけれども、25.3%ということですね、4人に1人の方はですね、期日前投票していただいているような状況があります。これというのはもう今後さらにふえるんじゃないかなというふうに考えていますんで、そういったことで投票のしやすさの環境づくり、障がいのある方へのバリアフリーというか、障害の排除みたいなのところも含めてですね、そういったのは考えられて、対応できる場所はどんどん対応していきたいというふうに考えています。

○副委員長（霜島榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） いろんな支援策によってですね、投票率がよりアップしてですね、またいい状況になるといいと考えております。

2番はいいです。



○副委員長（霜鳥榮之） ②についてはほかの委員の意見は。

高田委員。

○高田委員（高田保則） ちょっと2番、支援策となるかどうかわからないんですけども、病院、養護施設、施設に入所している方の投票というのは聞くところによると移動投票所みたいなことでやられているというような話も聞くんですが、実際はどういう対応されているんでしょうか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長補佐。

○選挙管理委員会書記長補佐（横田晃悦） 病院等の対応ですが、不在者投票ということで、それぞれの施設に管理者を置きまして、そしてその病院ごとに投票してもらっているということで対応しています。

○副委員長（霜鳥榮之） 高田委員。

○高田委員（高田保則） その管理者というのは選挙管理委員会の管理者ということでしょうか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長補佐。

○選挙管理委員会書記長補佐（横田晃悦） こっちのほうにつきましては、病院のほうにつきましては、県の参議院選挙ですと県がそこら辺の管理者等最終的に指定しますので、市の職員ではないです。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 病院とかですね、福祉介護施設等ですね、投票管理者はその施設の職員の方を県選管のほうで指定して、あなたが仕切ってくださいというか、管理者ですよというふうに指名をしてですね、そこで投票が行われるというふうなことで御理解ください。

○副委員長（霜鳥榮之） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そうすると、それは当日も含めてでしょうか、期日前だけということでしょうか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長補佐。

○選挙管理委員会書記長補佐（横田晃悦） 投票につきましては、当日ではなくて、期日前ですね。

○副委員長（霜鳥榮之） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ちょっとその辺がね、今例えば病院、介護福祉施設、でも福祉施設でもいろいろありますよね、特養だとか、普通の養護老人だとか老人ホーム。その辺の区別はあるんでしょうか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 県選管のほうですね、申請があればどこでもというわけではないというふうに把握しています。一定の基準といいますか、ちゃんと選挙を管理して執行できる、公平な選挙がそこで執行できるんだという体制がとれるかどうかというのを書類審査等で判断して、そここのところの病院長等指名して、その管理下のもとで行われるというふうなことで御理解ください。

○副委員長（霜鳥榮之） ほかにいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（霜鳥榮之） それでは、2番は終わりました、次に③について。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 3番のですね、妙高市内においての投票所の終了時間を均等にすべきという声も聞いております。投票所の終了後から開票までの時間の流れ、そして市内全域の終了時間を均等にした場合どのような影響があるのかについてお尋ねします。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） まず、国政選挙とそれぞれの地区ごとに県の選挙管理委員会が仕切る選挙につ

きましては、9次開票開始というふうなのがこれ決められております。それは、全国的にですね、開票開始をそろえて、投開票の動向を一律ですね、コントロールするためにそういうふうになっているんですけども、9時というふうに決められています。そこから逆算をして、それぞれ投票所の閉鎖時間を妙高市は決めているというところで、仮に9時に間に合わせるために全部統一したらどうだということになると、早い投票所を閉める時間のほうに合わせるということになりますので、妙高市内は全て6時投票所を閉鎖するというふうな形になるということになります。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） そうすると、どのような影響があるかということです。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） ちょっと説明が足りなかったみたいであれですけども、要は投票が終わって投票箱を持ってきたらそのまますぐ開票できるかというそういうわけではなくてですね、その後投票録の調製ですか、全市のいろいろな集計して、最終的な妙高市全体の投票率、投票状況そろえなきゃいけないと。それが今現在ですと8時に終わったところについては8時に閉めて、それから投票録の調製5分から10分ぐらいかかってやって、それから運んできます。遅いところは20分ぐらいかかるのかな。そうすると、体育館に着きました。そのところで今度投票録のチェックに入ります。投票録のチェックや何かをする、受け付けるだけで5分か10分ぐらいかかって、その後全市のやつをデータをそろえてそのまたチェックをして、9時ぎりぎりのところで発表という、本当綱渡りで今やっている状況が1つあります。それで、遠いところについては、現在妙高市でいくと1時間繰り上げというのが20カ所あります。全部で32投票所のうち20カ所が1時間繰り上げ、要は7時まで、1カ所は2時間の繰り上げになっています。そういったことからすると、じゃどこに合わせるんだということになりますと一番遠いところ、要は6時に投票所を閉めて持ってきていただく。それは、距離的に、斑尾にあるんですけども、1時間ぐらいかけてどんどんどんどおいてくるというふうな形の中で対応しますので、全部一律ということになるとその一番遠いところに合やす。そうすると、ほかの8時に投票所を閉めますということも6時にしましようということになるということになります。そういった2時間ぐらい短くなる場所が多くなるということになります。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） ちょっと調べましたら投票時間をめぐってはですね、投票率の低下に歯どめをかけるということで、公職選挙法の改正では午後6時までだった投票時間が1998年から2時間延ばされたということで聞いております。しかし、特別の事情を条件に繰り上げできるということで定めているとお聞きしました。ということで、特別な事情ということで、今回の今のおっしゃったことも特別の事情に当たるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 特別な事情ということについては、要は全部の投票所を8時に閉めて、じゃ斑尾から持ってくるというのは物理的なもう無理なわけです。そういったものを含めてですね、特別な事情というふうに私ども判断して繰り上げしているところです。なお、6時にそろえればというお話ですけども、ちょっと余談になりますけれども、十日町市は6時に全部そろえて投票所を閉めて、9時開票というふうな形でやっております。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 市民の中にはですね、それが公平性の確保からして不平等になるんじゃないかという声もございいますが、そういうことも先ほどの期日前の投票についてを充実させるとか、移動投票所をまた設置するとかという今後の考え方も含めてですね、改善していくことによって、また少しでもいい方向に行くのかなという気もしますけども、全体をまた見てどのように考えておられますか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 投票所の繰り上げによる公平性の議論になると思うんですけども、やはり本当に公平性ということからすれば全部一律同じ時間というのは原則なんだろうなとか、それが公平性なんだろうなと思っています。しかし、それによって8時まで投票できた人が6時にもう閉められてしまうというのは、他市ではやっていますけれども、その2時間というのをせっかく物理的にも可能なのに、やめてしまうというのは、それもまた投票の権利といいますかね、の侵害にもなるんじゃないかなという、つながるんじゃないかなというふうに、これも考えております。そういった中で、いずれにしてもそれぞれの場所で一番長いスパンですと、できるところをやっただくというのをまずそれは最低確保しておいて、その後で2時間足りない、1時間足りないというところについては、これについては今の段階ではありますけれども、最大公職選挙法上では4時間の繰り上げまでは認められているんですけども、法律で認められた範囲内での短縮でありますので、今の段階ではこれで御理解をいただきたいというのが選挙管理委員会の考えです。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 総じて公平性の確保という点であらゆる面から、今多様性があるんですね、いろんな職業の方々もいらっしゃるし、24時間営業というところもありますし、また先ほども言ったように障がいのある方もいらっしゃる、認知症の方々もいらっしゃるし、あらゆる方々の支援策も常に頭に入れながら、今の特別な事情ということで入るんですけども、それでもですね、より投票率がアップするためにですね、あらゆる角度から今後いろいろな立場の方々のことをお考えになりながら検討していくということが必要かと思われませんが、いかがですか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 前段よりいろいろお答えさせていただいていますが、基本委員のおっしゃるとおりのところをですね、選挙管理委員会としてみればいろいろなさまざまな方が投票行動起こすときにですね、障害のあるものを可能な限り排除していきたいというふうな考えはそのとおりだというふうなことでお答えさせていただきます。

○副委員長（霜鳥榮之） じゃ、この件についてほかの委員の御意見いかがですか。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 1つだけ。この繰り上げというのは開票所の多分問題だと思うのね。開票所が9時に開票しなければいけないという規定があれば、その開票所の9時というのは変更できなくても、例えば投票したものをここに集めるのに、例えば40分、50分かかるとすれば、開票所を2カ所にするということは可能なんですか。発表は集計すれば、それは国政の9時という、それはいかがなんですか。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） お答えします。

可能かと言われるれば、不可能かと言われるれば可能だというふうに認識しています。そもそも国政選挙ですとか県知事選挙等については、新潟県の選挙管理委員会が仕切って各投票所の投票結果をまとめて出していますので、可能かといえば可能だと認識しています。

それと、あと合併当時については選挙区は3つに分かれていましたので、それぞれ妙高高原、妙高、新井地区で市議会議員選挙ですけども、それぞれのところで選挙結果を出してきたというふうなこともあります。ただ、今現在の状況の中で言いますと、妙高高原、妙高、新井のこの3地区でそれぞれ開票のですね、スタッフをそろえて、立会人、開票管理者というふうに全てのスタッフを3分割してそろえるというのはいかがなものかなというか、か

なりのコストじゃないと言われるかもしれませんが、コストの面ですとか最後の集計の面、その辺については非常になれてくればあれかもしれませんが、当初は混乱をきわめるなというふうに、なかなか現実的じゃないなというふうには考えています。

○副委員長（霜鳥榮之） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 先ほど公平性のこといろいろ出ましたけど、実際問題夕方6時から8時の投票率、投票されている率というのはかなりあるもんなんじゃないかな。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 当日投票でよろしいですかね。当日投票の18時以降の投票率の結果については、今回の新潟県選出というか、参議院議員の選挙で言いますと18時以降は全体で有権者の約3%です。投票時間の繰り上げを行っていない11カ所、8時までやっているところで1.68から4.39、繰り上げ投票を行っている21カ所では0.9から2.96、期日前投票の18時以降の投票率も同様に約3%というふうなことでございます。

○副委員長（霜鳥榮之） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 思ったよりあるというような気もしたりするんで、この辺は少しまたしっかり検討していただきたいと思うんです。

もう一つ、ちょっと話ここからずれてきてしまうんですけど、支援策のほうにつながるかもしれないんですけど、何時現在という当日、投票日に放送流しますよね。あの数字、この前の私有線のほうにも話したんですけど、何で期日前投票の数字を加算しないんだと、いつも昼になっても低い数字が発表されていると。これやる気をなくすんじゃないかと思うんですよね。その面では期日前投票25%もあるなら、それを加算した数字で発表してもらえばこんなに行っているのか、じゃ俺も行かなきゃというふうな気持ちになるんじゃないかと思うんですよね。その辺また検討していただければと思うんですが。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長補佐。

○選挙管理委員会書記長補佐（横田晃悦） 確にお気持ちはわかります。ですが、一応有線放送を通じて多分流れているかと思うんですけど、あくまでも速報値ということで、最終的な結果は当日選挙9時現在ということで、そのときに初めて期日前投票の決定も受けるもので、ちょっとそれを合わせて速報値の中で言うのというのは、今のところ正確な数字じゃなくなってしまうと思うので。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 制度上の話なんですけども、期日前投票の投票率が確定するのが要はほかのところと一緒に投票箱受け付けた段階で確定しますので、それまではわかってはいるんですけども、それは確定値じゃないんで、加算できないんですわ。ですんで、いたし方なく当日の速報値を途中経過でライブで把握してお知らせしているところで、今の段階では御理解いただきたいなと思っています。

○副委員長（霜鳥榮之） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） どっちにしても速報値だということ言っていれば私はいいと思うんですよね。お昼になっただけ20%台だとかいうとね、そんなもんしか行っていないのかという、非常に気持ちの上でそうなると思うんですよ。ましてこれだけ25%も先行っていれば、当日の投票率はどんどん下がっていくわけですから、その辺はちょっと何か工夫をしていただきたいと思いますので、ゆっくり検討してください。まだ選挙まで遠いので。

○副委員長（霜鳥榮之） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平出 武） 県選管等にもですね、よく確認をして、できるもんだったらそれもありかなとも思いますので、確認した上でのお話とさせていただきます。お願いします。

○副委員長（霜鳥榮之） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（霜鳥榮之） ほかにないようでございますので、委員長を交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（八木清美） 以上で所管事務調査全てが終了しました。

所管事務調査の報告については、調査結果報告書を議長に提出します。その後、本会議最終日に諸般の報告として報告書の写しが配付されることになっております。

なお、報告書については、正副委員長に御一任いただきたいと思っておりますので、御了承願います。

これにて所管事務調査を終わります。

---

閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（八木清美） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出についてを議題とします。

閉会中の継続審査のうち、いわゆる所管事務調査については、委員、執行部側のいずれからも申し出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申し出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については申し出しないことに決定されました。

---

○委員長（八木清美） 以上で本日予定しておりました日程は全て終了しましたが、この際当方より申し上げます。

請願の審査について、意見書を提出する発議の提案に当たり、霜鳥委員より提出者は委員長、賛成者は委員全員という意見が出されましたので、そのように決定します。意見書の提出については、意見書の案文を意見書とし、その字句等の整理を会議規則109条の規定により委員長に委任されたいと思います。

これをもちまして、総務文教委員会を散会いたします。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 2時46分